

**第6期 鎌ヶ谷市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**

(素案)

平成 年 月

鎌ヶ谷市

－ 目 次 －

【第1部 総論】	1
第1章 基本的事項	3
1 計画策定の背景・趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画を取り巻く動向	5
4 計画の基本理念	6
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	7
7 計画の進行管理及び評価	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
1 高齢者数や高齢化の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者人口等の推移	9
2 要支援・要介護認定者数の状況	10
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	10
(2) 要介護度別認定者数の推移	11
3 日常生活圏域	12
第3章 これまでの取組状況	15
1 介護保険事業の状況	15
(1) 予防給付サービス	15
(2) 介護給付サービス（居宅サービス）	18
(3) 施設サービス	21
(4) 地域密着型介護予防サービス	23
(5) 地域密着型サービス	25
第4章 施策の体系	27
【第2部 各論】	29
第1章 活力ある高齢者の活動支援	31
1 地域活動への参加支援	31
2 高齢者の就労支援	32
3 生きがいづくりの推進	33
第2章 地域包括ケアシステムの構築	34
1 在宅医療・介護連携の推進	37
2 認知症施策の推進	38
3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	40
4 高齢者の居住安定に係る施策との連携	42
5 地域包括支援センターの体制整備	43

第3章 介護サービス等の充実	44
1 予防給付サービス	45
(1) 介護予防サービス	45
(2) 予防給付-その他サービス	51
2 介護給付サービス（居宅サービス）	52
(1) 居宅サービス	52
3 介護給付サービス（施設サービス）	59
4 地域密着型サービス	61
(1) 地域密着型サービスの概要	61
(2) 地域密着型サービスの基盤整備	62
(3) 地域密着型介護予防サービス	67
(4) 地域密着型サービス	69
5 市特別給付	73
第4章 介護保険サービスの事業規模及び保険料	74
1 介護サービスの利用見込量の推計	74
(1) 介護予防サービス・介護予防地域密着型サービス	74
(2) 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス	75
2 介護保険事業にかかる総費用の見込み	76
(1) 介護保険事業にかかる総費用の見込み	76
(2) 第1号被保険者の負担割合	76
3 保険料の設定	77
第5章 介護保険事業の適正な運営	80
1 保険者機能の強化	80
2 介護サービスの質の向上	81
3 事業評価の仕組み	82
4 低所得者への配慮	82
5 相談・苦情体制の整備	83

【第1部 総論】

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから15年が経過しようとしています。その間、わが国では高齢化が一層進展し、福祉等のニーズは増大、かつ多様化が進んできました。

介護保険制度についても、施行以来、数度にわたる改正を経て、さまざまな高齢者や社会的ニーズへの対応、中・長期的な視点に基づく高齢者を取り巻く環境づくりに取り組んできましたところです。

こうしたなか、平成23年の制度改正では、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めるものとし、医療と介護の連携強化、介護人材の確保とサービスの質の向上などが、地域に根ざした視点で、より包括的に進めることとされ、本市においても圏域ごとに地域包括ケアシステムの充実を推進してきました。

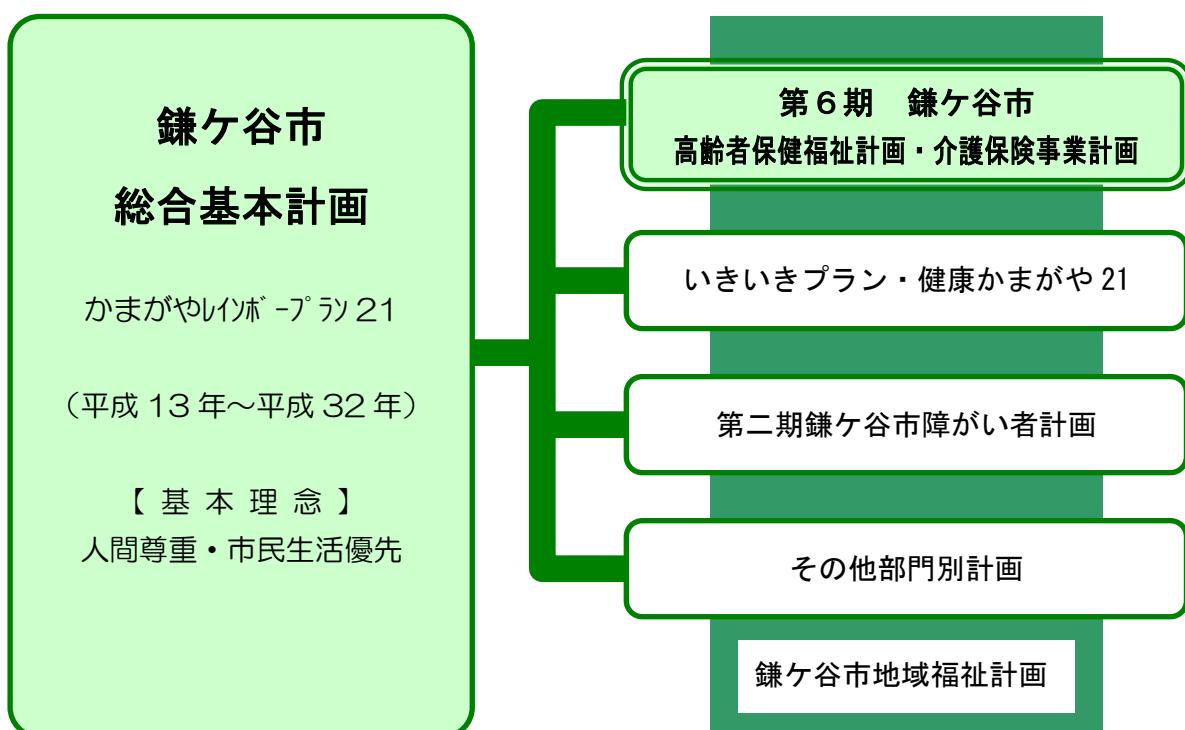
このほか、認知症の方や一人暮らし、高齢者のみの世帯など、より困難な状況に置かれた支援ニーズの高まり、さらには、医療等も含めた社会保障需要の増大により、保険制度としての持続可能性をどのように維持していくかなど、これからの中高齢者を取り巻く環境づくりをより一層、総合的な観点から充実させていく方向性が求められています。

本市では、こうした背景や国等の動向を踏まえつつ、高齢者の自立や安心・安全なふるさととしてのあり方を展望するものとして、このたび第6期となる、鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である鎌ヶ谷市総合基本計画のもと、他の部門別計画との整合を図りながら、高齢者の保健及び福祉に関する施策の体系を明らかにするものです。また、本計画においては、高齢者の生活圏域での生活の継続性の視点から、鎌ヶ谷市地域福祉計画及びいきいきプラン・健康かまがや21との整合性には特に配慮しています。

◆第6期計画の位置づけ



3 計画を取り巻く動向

平成27年度から始まる本計画（第6期計画）は、次のような制度改正等の動向を踏まえたものとなります。（主な動きを取り上げています。）

○要支援1・2の方が、訪問介護・通所介護の予防給付対象外となります。

一般に軽度者と言われる、要支援1または2と判定された方に対する、訪問介護サービス、及び通所介護サービスについて、介護保険対象外となり、予防給付が終了します。

これまで介護保険制度のもとで行われてきた、これらの主な介護予防サービスが対象外となることで、同サービス利用者については今後、新たに位置づけられた「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」やそれらを含む地域支援事業等、自治体が実施する介護予防関連の事業によって幅広い地域との連携のもと対応していくこととなります。

なお、これらの移行については、第6期計画期間内（平成27年度～29年度）の3年以内に行うこととなっており、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、本市では平成29年度からの実施を予定しています。

○一定以上の所得のある方は、利用者負担が2割負担となります。

これまで介護サービスを利用した際の利用者負担割合については、所得に関わらず1割負担としておりましたが、一定以上の所得（合計所得金額160万円以上（単身で年金収入のみの場合、280万円以上））のある方の自己負担は、平成27年8月より2割負担となります。

平成12年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず1割負担してきた利用者負担について、介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平性を図っていくため、65歳以上の被保険者（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方の負担は2割となります。

○特別養護老人ホームの入所対象が、原則として要介護3以上の方となります。

これまでも主に重度者向けとしての位置付けであった特別養護老人ホームの入所対象者について、介護認定基準と連動し、原則として要介護3以上と判定された方となります。

4 計画の基本理念

鎌ヶ谷市は、すべての高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていくよう「健康で生きがいのある福祉・学習都市をめざして」を基本理念に施策を展開してきました。第6期計画においても、この理念を継承していきます。

◆基本理念

健康で生きがいのある 福祉・学習都市をめざして

◆3つの基本目標

◎健康長寿を喜び合える明るい活力に満ちたまちをめざして

高齢者がいつまでも健康を維持し、生きがいを持って社会に参画し続けられ、長寿を喜び合える、明るい活力に満ちた地域社会をつくります。

◎生きがいを持ち、支え合い、安心して生活できるまちをめざして

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を送れるよう、行政と民間事業者及び地域住民とが、相互理解と信頼に基づいた連携による支え合いの仕組みを構築し、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた、安心して生活できる地域社会をつくります。

◎心豊かな福祉のまちをめざして

あらゆる高齢者が、いつ、いかなる場合においても、個人としての尊厳を保障され、自由な意思と選択に基づいて暮らしていく、人権が守られる社会をつくります。

5 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を期間とします。

ただし、高齢化や高齢者ニーズの変化等、さまざまな動きは3年後以降も続くものであることから、2025年（平成37年）頃のあり方等、中・長期的な視点についても踏まえたものとしていきます。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆計画の期間

年度	平成 24	25	26	27	28	29	30～
第5期計画	■	■	■				
第6期計画 (本計画)			□ 見直し	■	■	■	→ (中・長期的な視点も踏まえる)
次期計画 (予定)						□ 見直し	■ ■ ■

6 計画の策定体制

学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表等で構成する「鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会」の審議を経て、アンケート調査、パブリックコメントにより得られた意見等を反映させて策定します。

7 計画の進行管理及び評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実現していくためには、計画の進捗状況を明確に把握し、点検する体制が必要となります。

- 「鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会」において、事業運営の検証を行い、介護保険事業の運営状況を隨時把握します。
- 将来的に、より専門的かつ客観的な事業の評価が行えるよう検討します。

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者数や高齢化の状況

(1) 総人口の推移

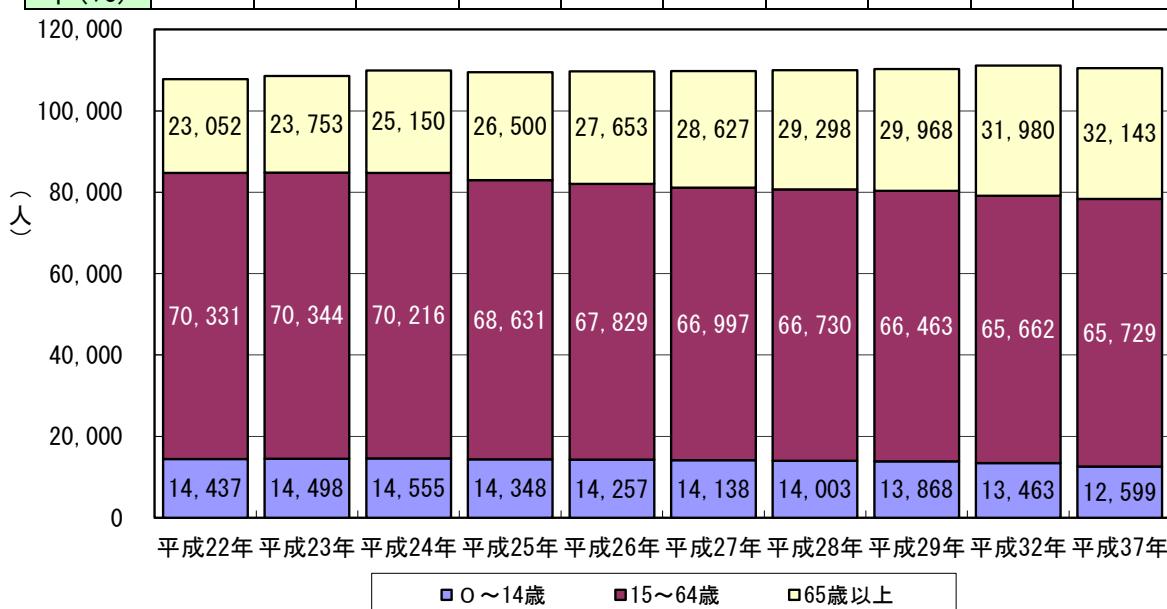
平成26年までの総人口の推移をみると微増傾向にあり、平成26年には109,739人となっています。

年齢3区分の内訳をみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、15～64歳の生産年齢人口や0～14歳の年少人口については減少傾向にあります。

65歳以上の高齢者人口は平成26年に比べ、平成29年には2,315人増加し、29,968人となっています。こうした傾向は今後も続き、平成37年には高齢化率が29.1%になることが見込まれます。

◆総人口の推移（単位：人）

	実績値 (H22-26)					推計値				
	第6期 (H27-29)				中長期の見通し (H32・37)					
計	107,820	108,595	109,921	109,479	109,739	109,762	110,031	110,299	111,105	110,471
高齢化率(%)	21.4%	21.9%	22.9%	24.2%	25.2%	26.1%	26.6%	27.2%	28.8%	29.1%



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

（推計値については、国から示されたワークシートによる算出結果）

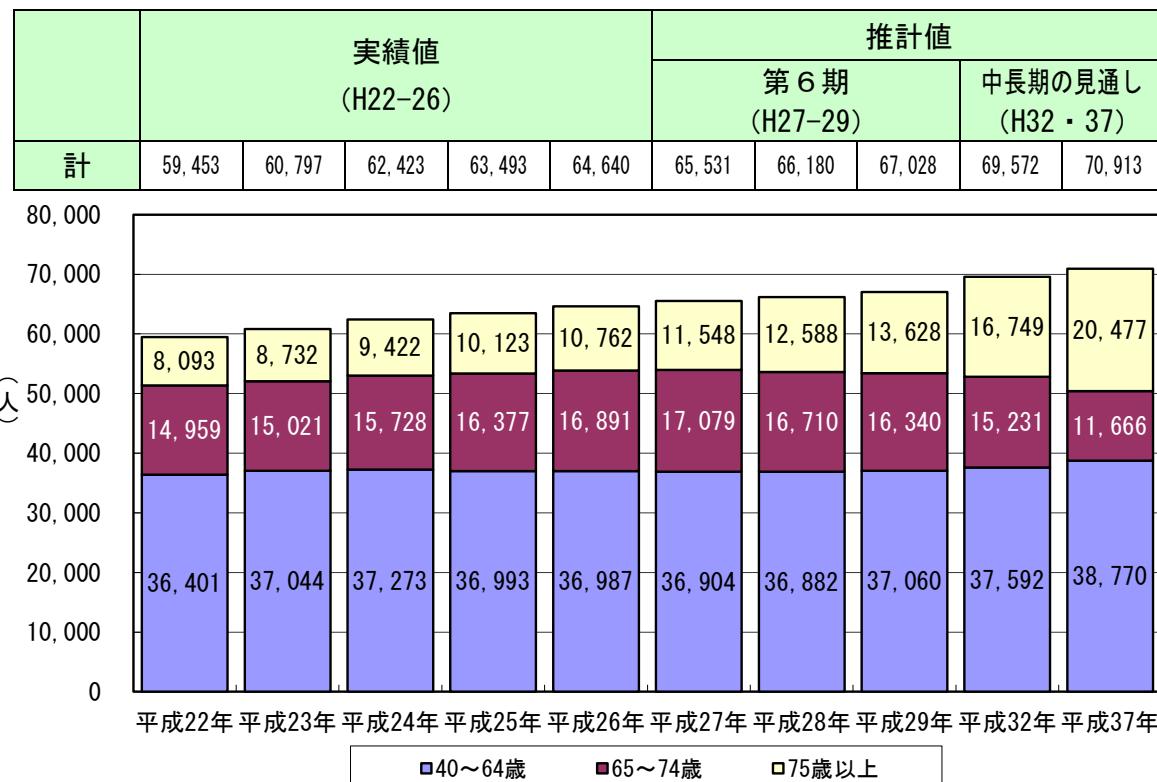
(2) 高齢者人口等の推移

高齢者及び40~64歳の第2号被保険者数の推移をみると、40~64歳人口は横ばい程度の傾向にあるものの高齢者人口は増加するものと予想され、特に75歳以上の後期高齢者が増加するものと見込まれています。

75歳以上の後期高齢者は、平成26年には10,762人でしたが、平成29年には2,866人増の13,628人となっています。

今後についても、高齢者層、特に75歳以上の高齢者の割合が高まることが見込まれ、平成32年には65歳~74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の割合が逆転すると見込まれます。

◆高齢者人口等の推移（単位：人）



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

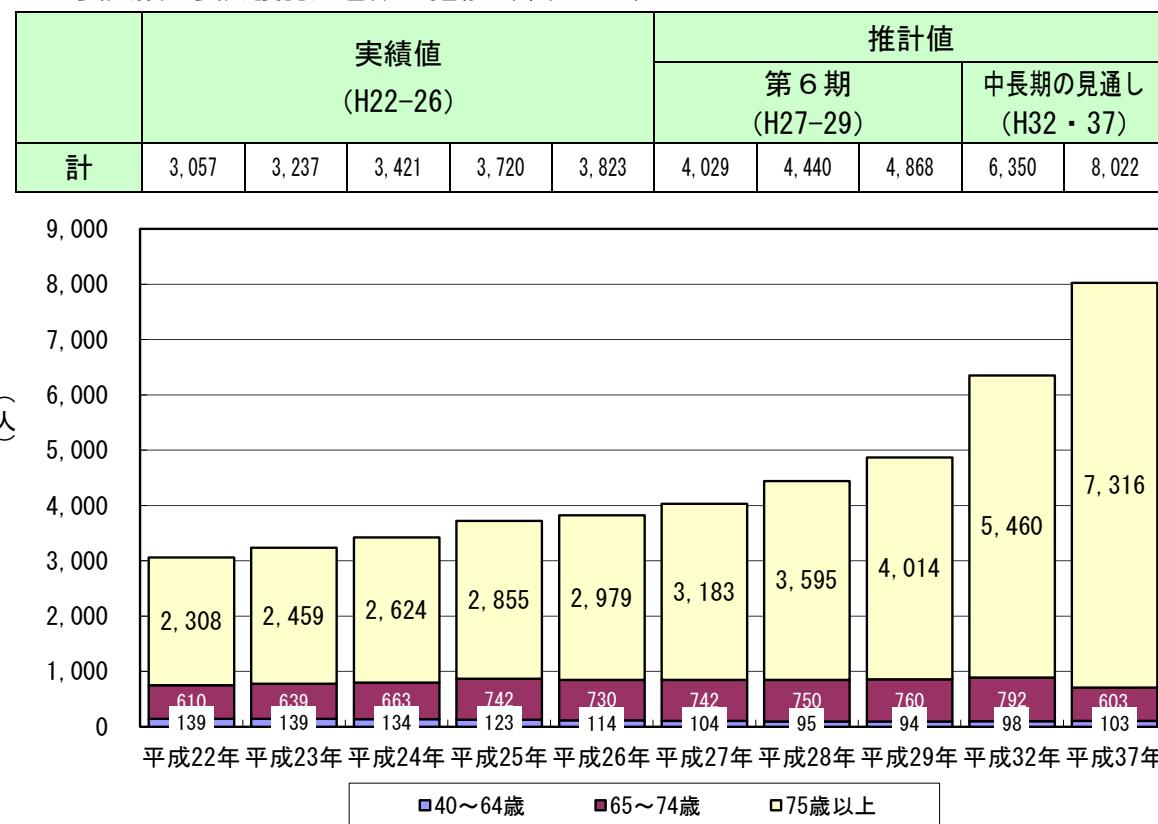
（推計値については、国から示されたワークシートによる算出結果）

2 要支援・要介護認定者数の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、一貫した増加傾向となっており、今後も高齢化の進展等により、こうした傾向が続くことが見込まれます。

◆要支援・要介護認定者数の推移（単位：人）



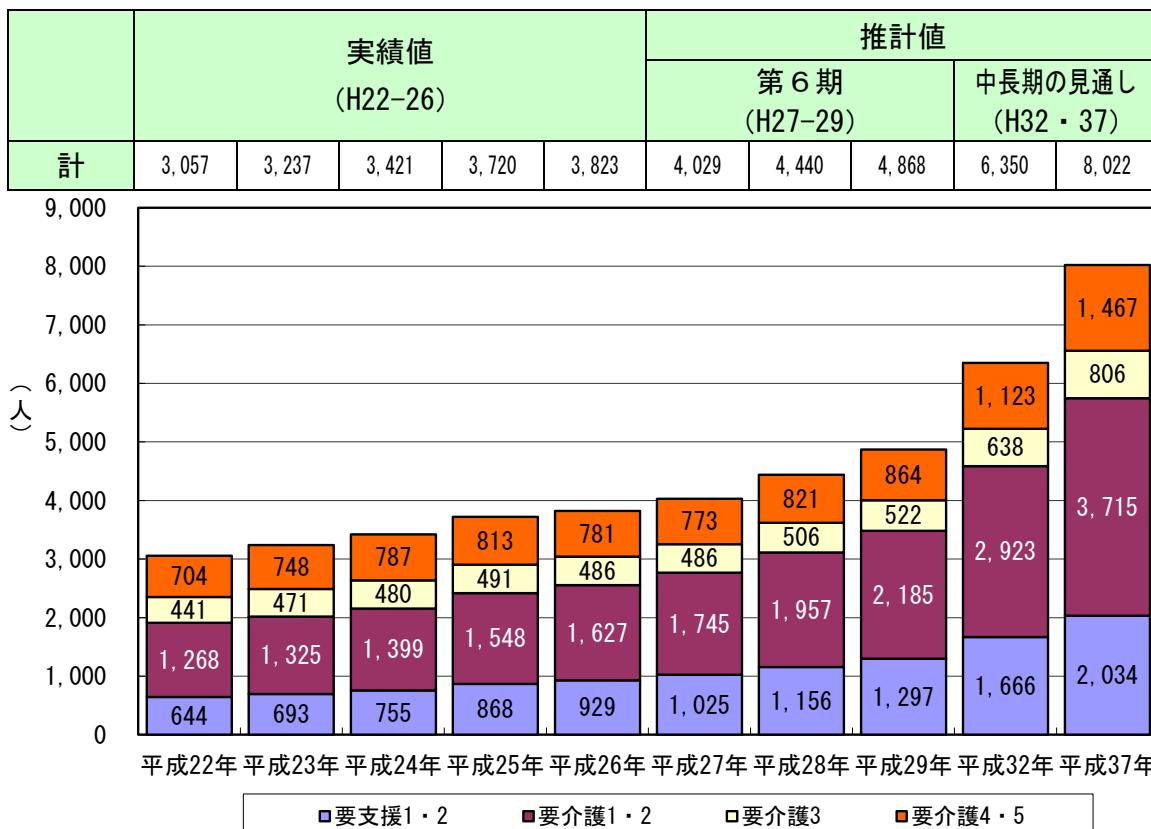
資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

（推計値については、国から示されたワークシートによる算出結果）

(2) 要介護度別認定者数の推移

平成24～26年までの推移をみると、認定者の中では「要支援1・2」の増加傾向が目立っており、要支援者を対象としたサービスの充実が必要になるものと思われます。

◆要介護度別認定者数の推移（単位：人）



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

（推計値については、国から示されたワークシートによる算出結果）

3 日常生活圏域

地域に密着したケアの実施や認知症高齢者のケアの充実を図るため、日常生活圏において様々なサービス拠点のネットワーク構築が必要とされています。そのため、第3期計画からサービス提供基盤整備の基礎的単位となる日常生活圏域を設定しました。

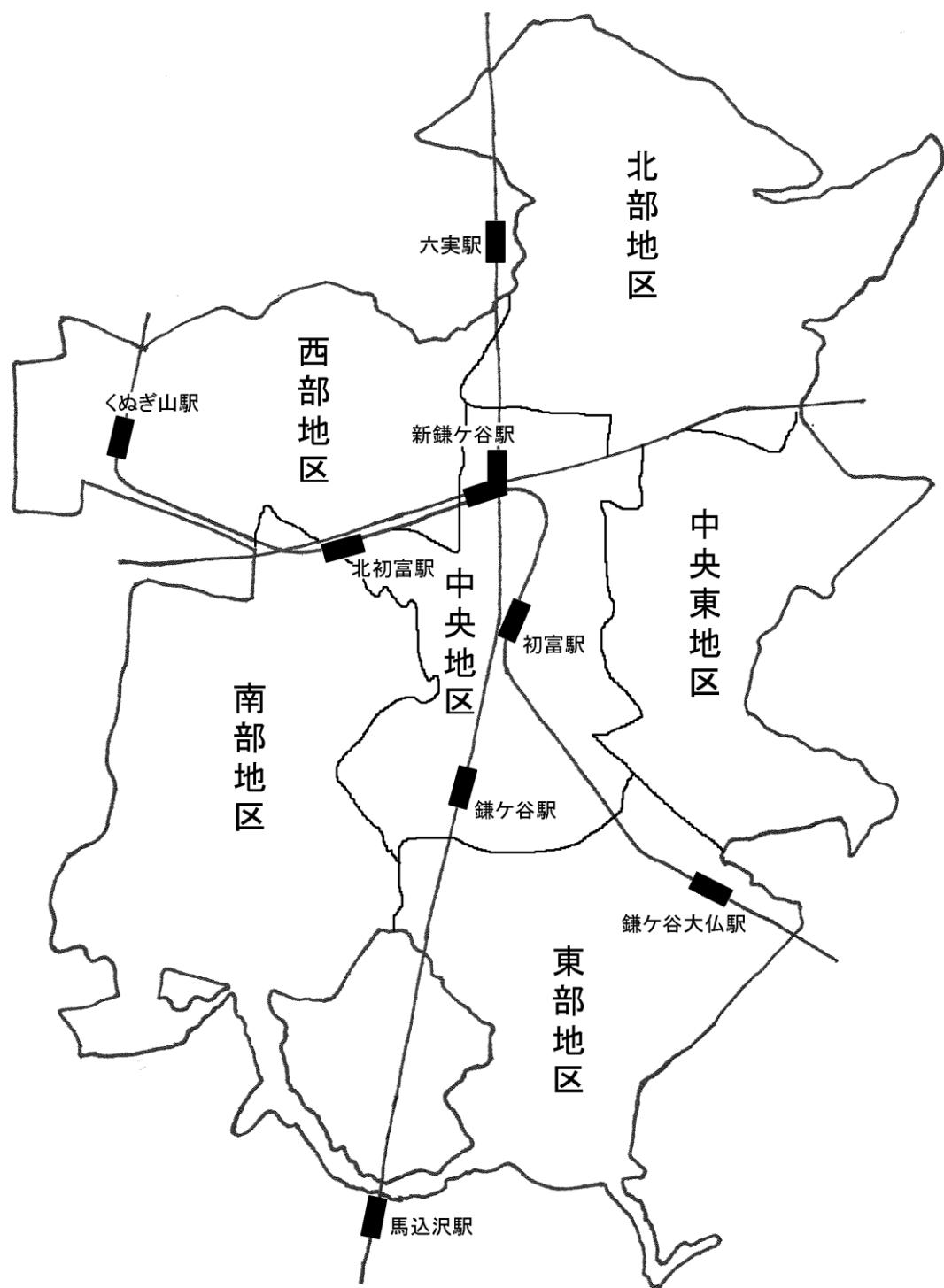
「日常生活圏域」の設定については「介護サービスと様々な地域資源が有機的に結びつき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになります」を基本的な考え方として、6エリアで設定しています。

その理由として、すでに市のコミュニティエリアとして市民にも馴染みがあり、地域活動の単位として利用されていること、市の計画（都市計画マスターplanの地域別構想や地域福祉計画における中域福祉圏）にも位置づけられていることから、6圏域（中央地区・中央東地区・東部地区・西部地区・南部地区・北部地区）を、引き続き第6期計画においてもこれを日常生活圏域とします。

◆日常生活圏域の区分

地 区	町名・番地
中央地区	道野辺中央、道野辺本町、初富本町、右京塚、南初富4～6丁目、中央、富岡、初富（928～931番地）、新鎌ヶ谷
中央東地区	東鎌ヶ谷、東初富、南初富1～3丁目、初富（700～927番地）
東部地区	丸山、鎌ヶ谷、東道野辺2～7丁目、南鎌ヶ谷
南部地区	東中沢、東道野辺1丁目、西道野辺、馬込沢、道野辺、中沢、北中沢、中沢新町
西部地区	くぬぎ山、粟野（426～538番地）、佐津間（1300～1400番地）、串崎新田、北初富、初富（1～399番地・1300番地～）
北部地区	粟野（1～425番地・539番地～）、佐津間（2番地～1299番地）、中佐津間、西佐津間、南佐津間、軽井沢

◆日常生活圏域



◆日常生活圏域の基本データ（平成26年9月末現在）

	面積	人口 (a)	高齢者 人口 (b)	高齢化率 (b/a)	認定者数 (c)	総認定率 (c/b)
中央地区	2.71k m ²	25,423	5,142	20.2%	847	16.5%
中央東地区	2.91k m ²	18,815	5,513	29.3%	720	13.1%
東部地区	3.06k m ²	27,152	7,266	26.8%	942	13.0%
南部地区	4.59k m ²	20,496	5,190	25.3%	721	13.9%
西部地区	2.86k m ²	9,832	2,366	24.1%	320	13.5%
北部地区	4.98k m ²	8,021	2,176	27.1%	273	12.5%
合計	21.11k m ²	109,739	27,653	25.2%	3,823	13.8%

◆日常生活圏域別の介護サービス事業所・高齢者福祉施設（平成26年9月末現在）

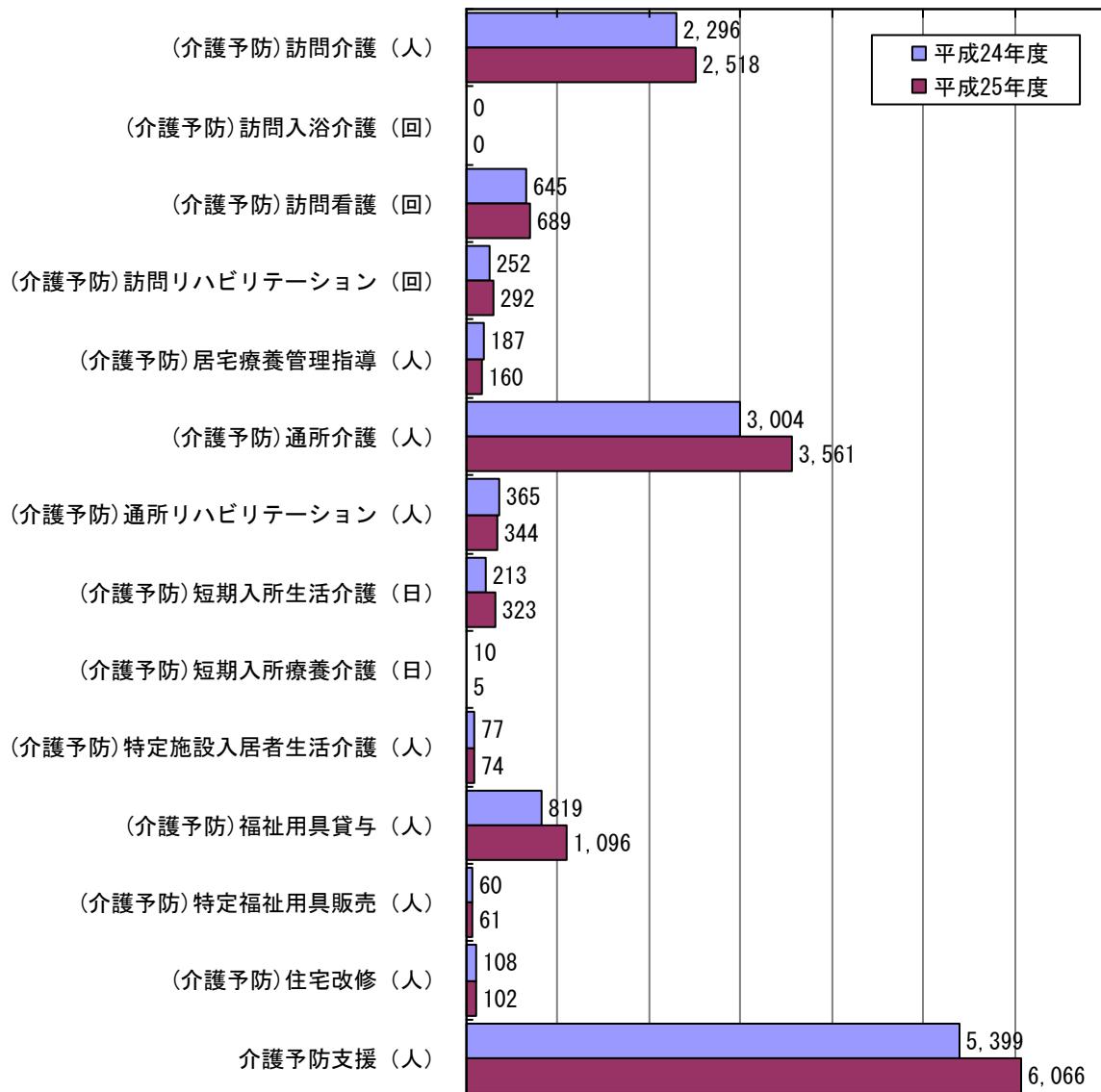
区分	介護サービス事業所・介護保険施設等													高齢者福祉施設					計				
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	グループホーム	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所	ケアハウス	在宅介護支援センター	社会福祉センター	シルバーハウス	老人憩の家	ゲートボール場	
中央	9	1	0	6	0	1	2	1	0	1	2	0	1	0	7	0	0	1	0	0	0	1	33
中央東	4	0	2	11	0	1	3	0	1	0	0	2	0	0	3	0	0	1	1	1	1	2	33
東部	3	1	1	5	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	21
南部	2	0	0	9	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	8	1	0	0	0	0	0	1	24
西部	0	0	2	3	1	2	0	1	0	1	1	0	1	1	3	2	1	1	0	0	3	0	23
北部	1	0	0	3	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	15
計	19	2	5	37	1	4	9	2	3	4	5	5	2	1	29	3	1	4	1	1	6	5	149

第3章 これまでの取組状況

1 介護保険事業の状況

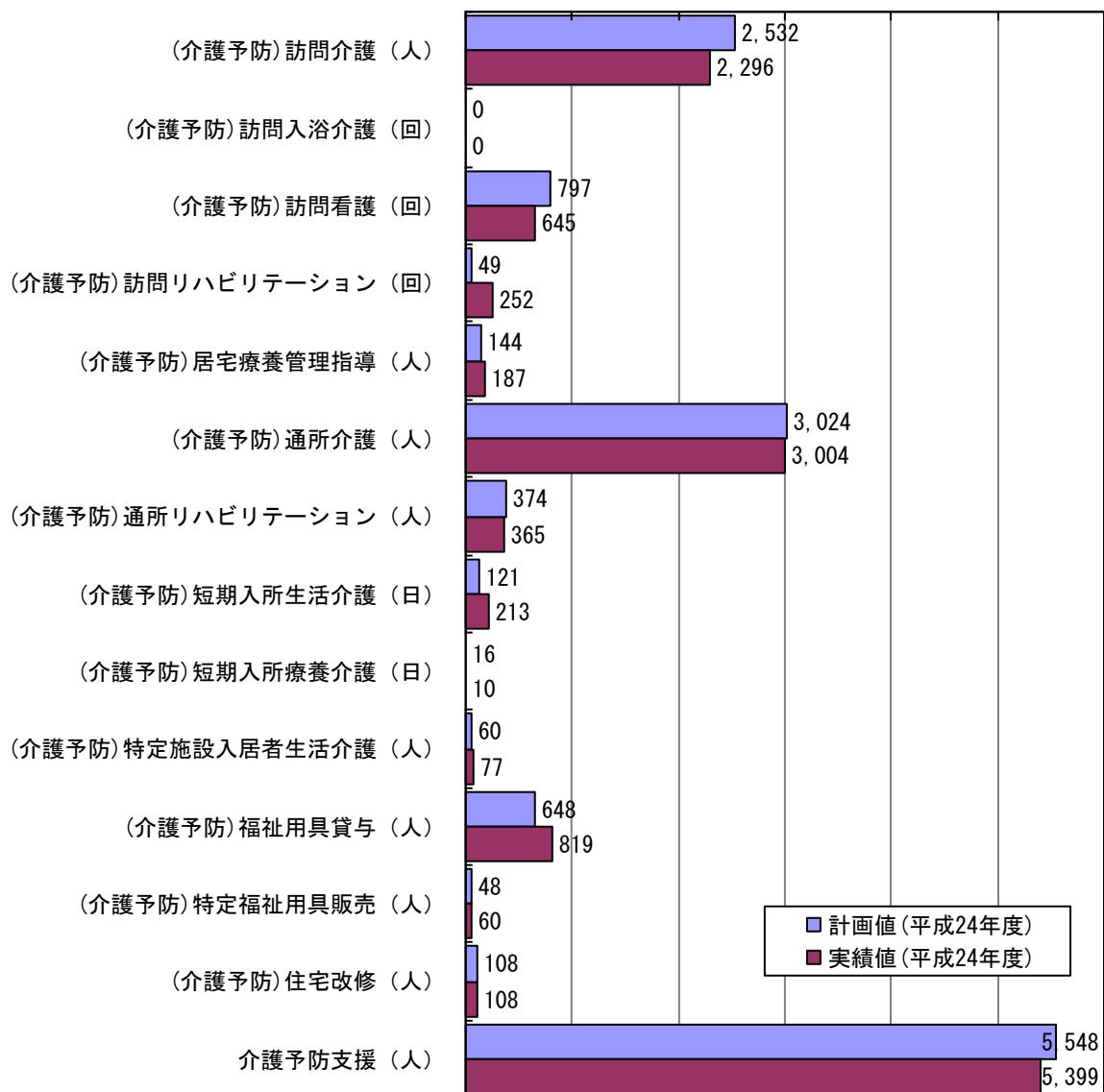
(1) 予防給付サービス

①サービス利用量の推移



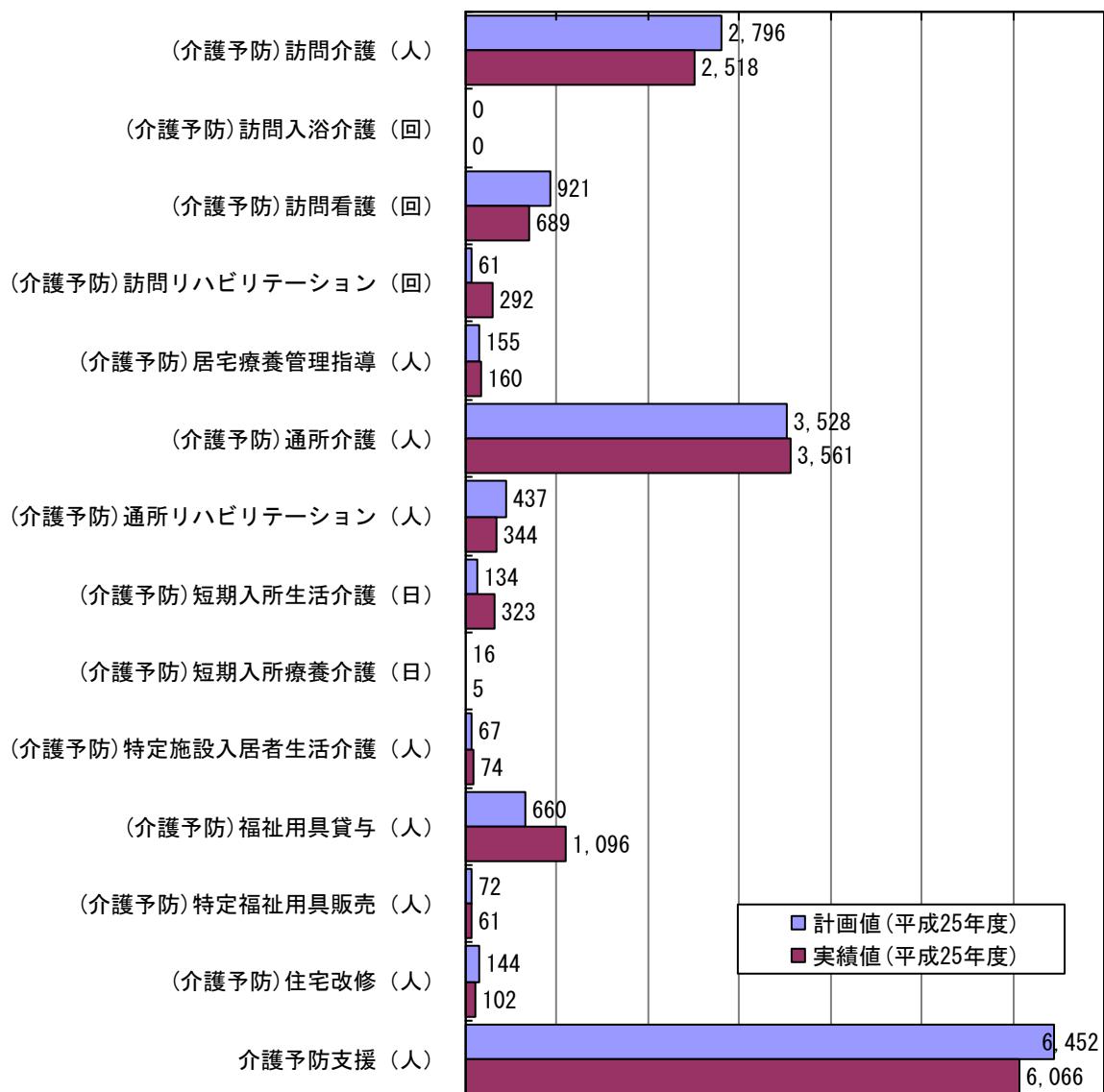
居宅介護予防サービスの第5期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「介護予防支援」、「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」などの主なサービスを中心に、利用量が増加しています。

②第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成24年度>



平成24年度の居宅介護予防サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、「介護予防支援」、「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」などの主なサービスを中心に、計画の想定とほぼ同水準か、若干下回る状況となっています。

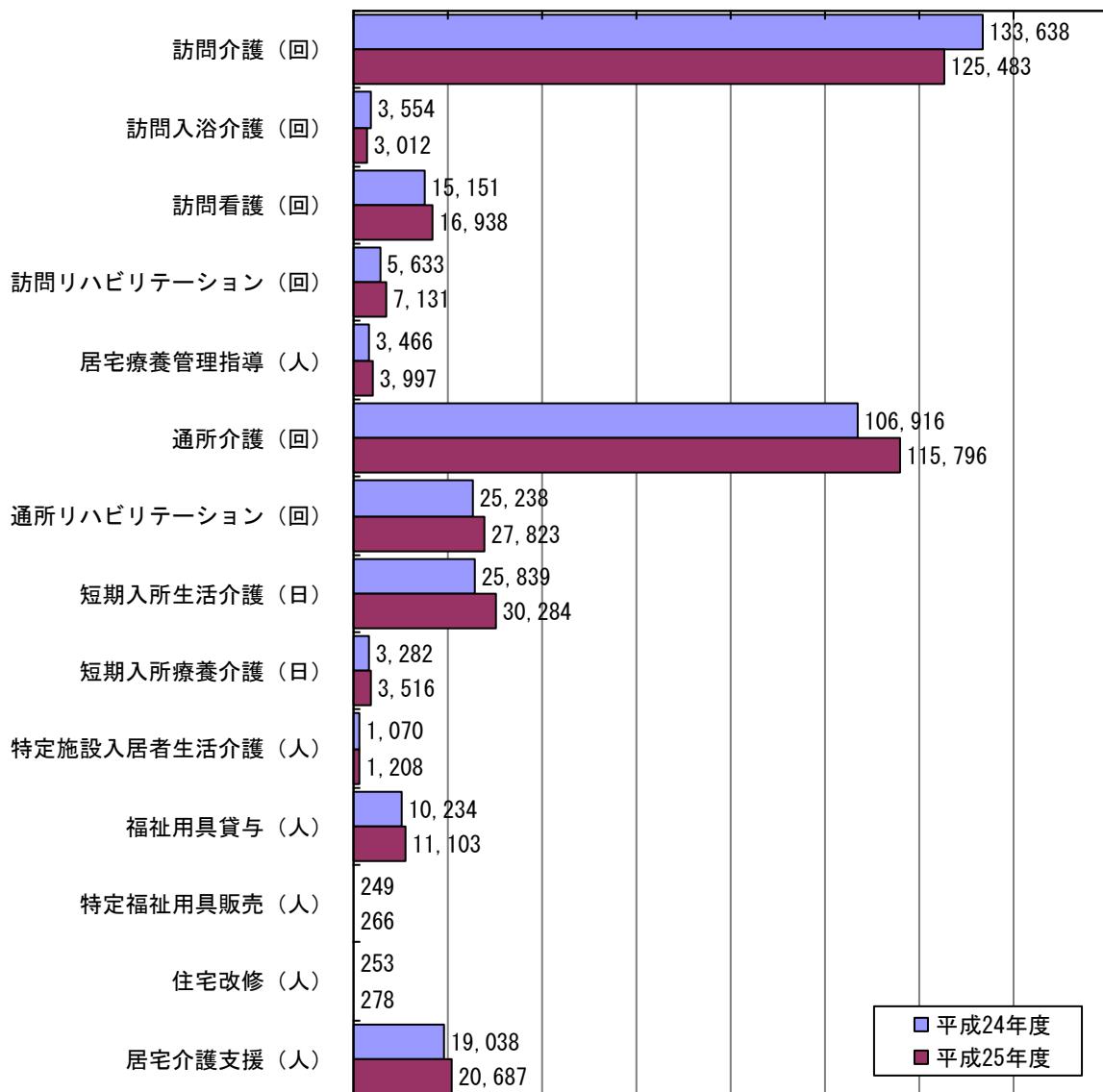
③第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成25年度>



平成25年度の居宅介護予防サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、「介護予防居宅介護支援」、「介護予防訪問介護」は計画の想定を下回り、「介護予防通所介護」はやや上回る水準となっています。

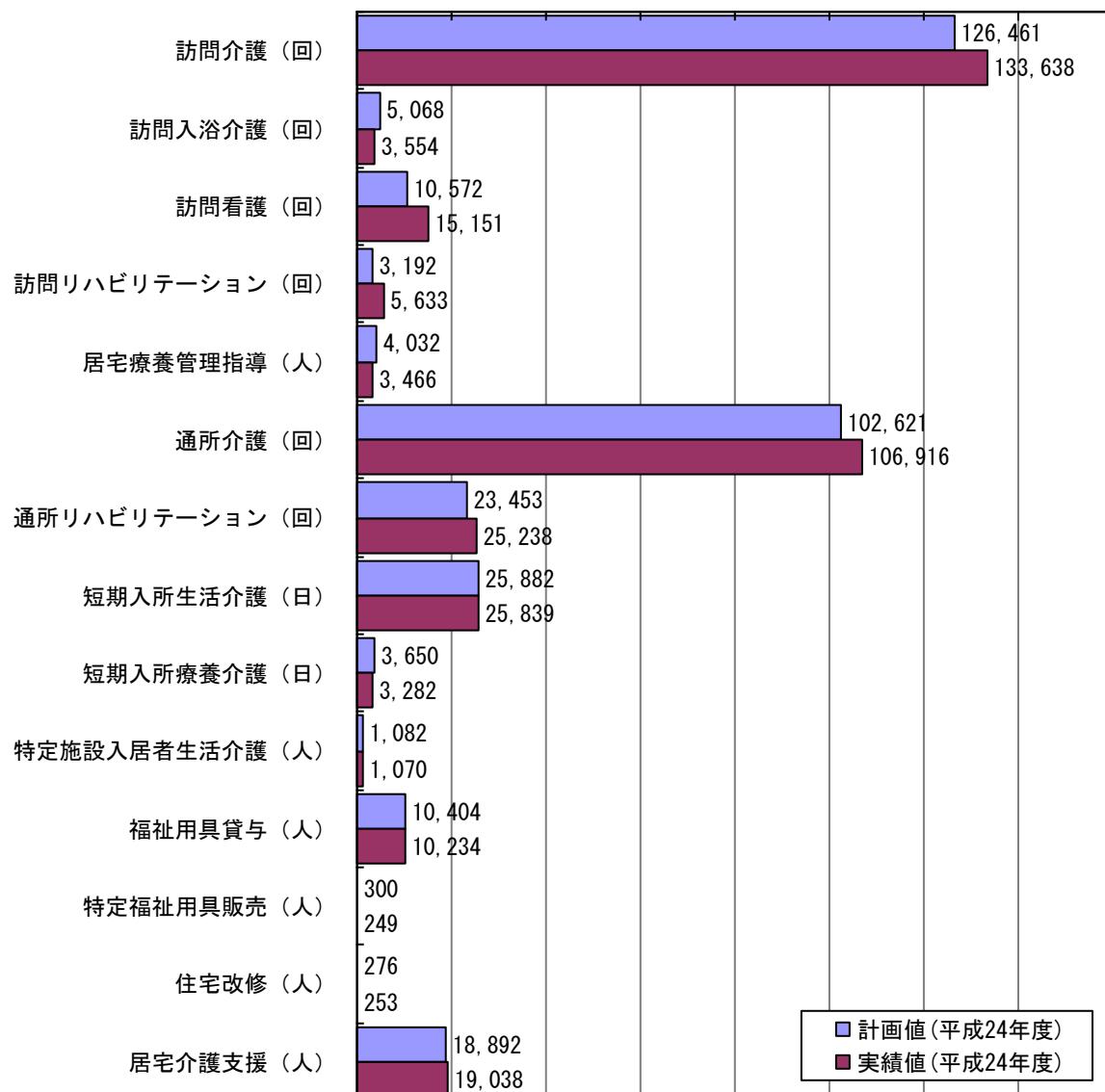
(2) 介護給付サービス（居宅サービス）

①サービス利用量の推移



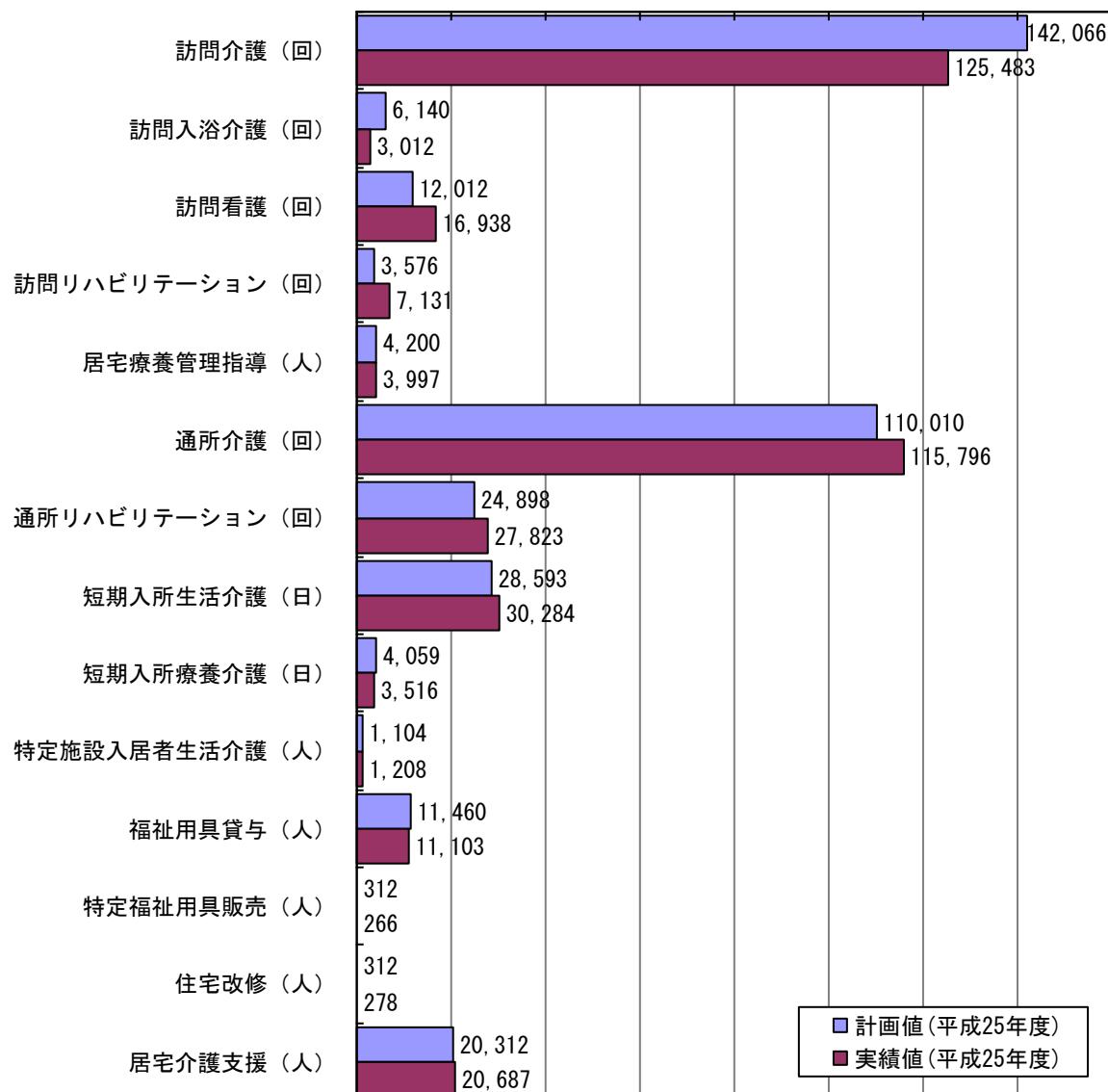
居宅介護サービスの第5期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「訪問介護」は利用量が減少、「通所介護」は増加しています。

②第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成24年度>



平成24年度の居宅介護サービスの利用量について、第5期計画における計画値と実績値を見ると、「訪問介護」「通所介護」といった主要サービスにおいて、計画値を上回る利用実績が見られます。

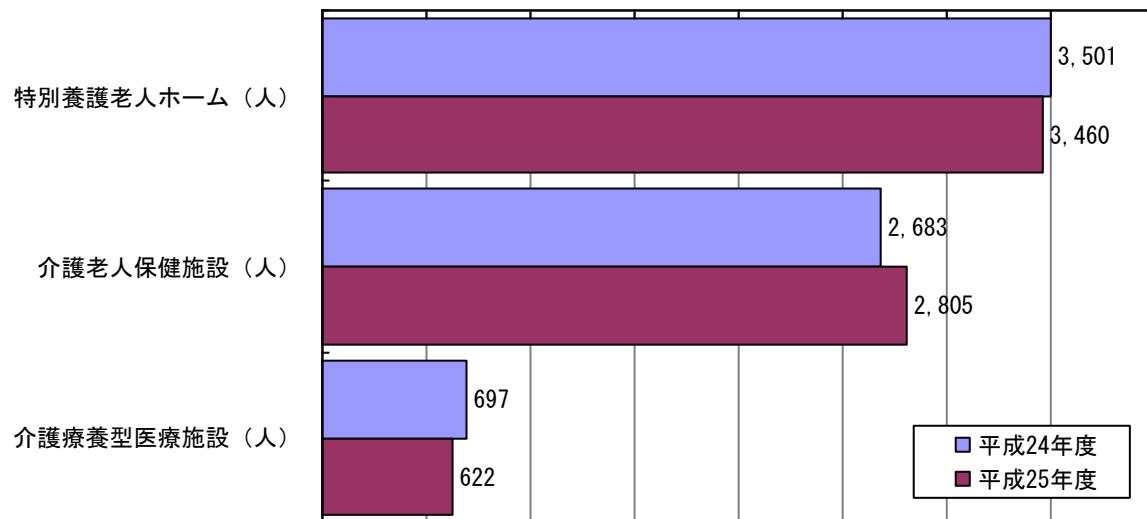
③第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成25年度>



平成25年度の居宅介護サービスの利用量について、第5期計画における計画値と実績値を見ると、「訪問介護」は計画値を下回る利用実績、「通所介護」は計画値を上回る利用実績となっています。

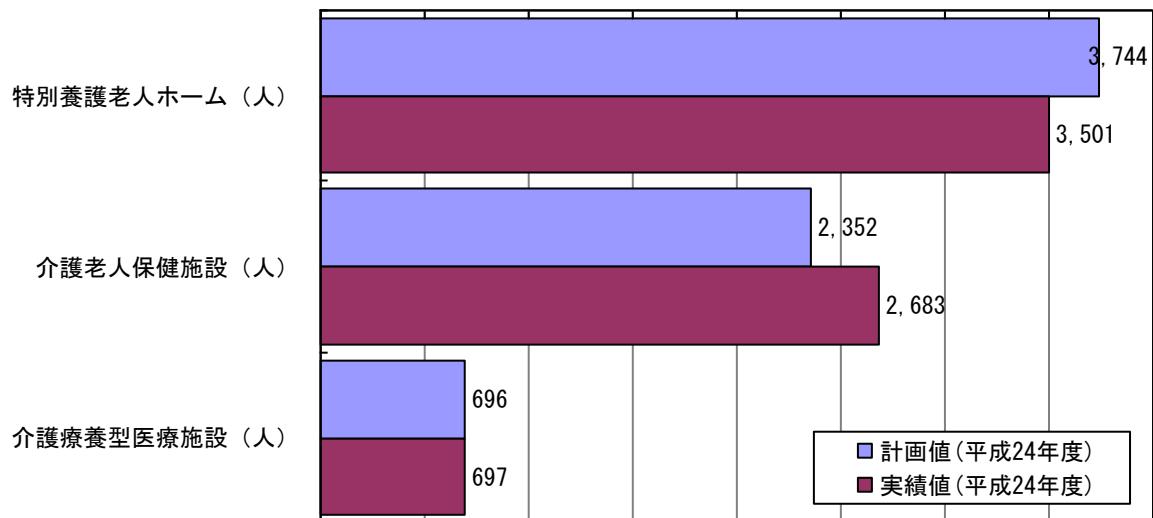
(3) 施設サービス

①サービス利用量の推移

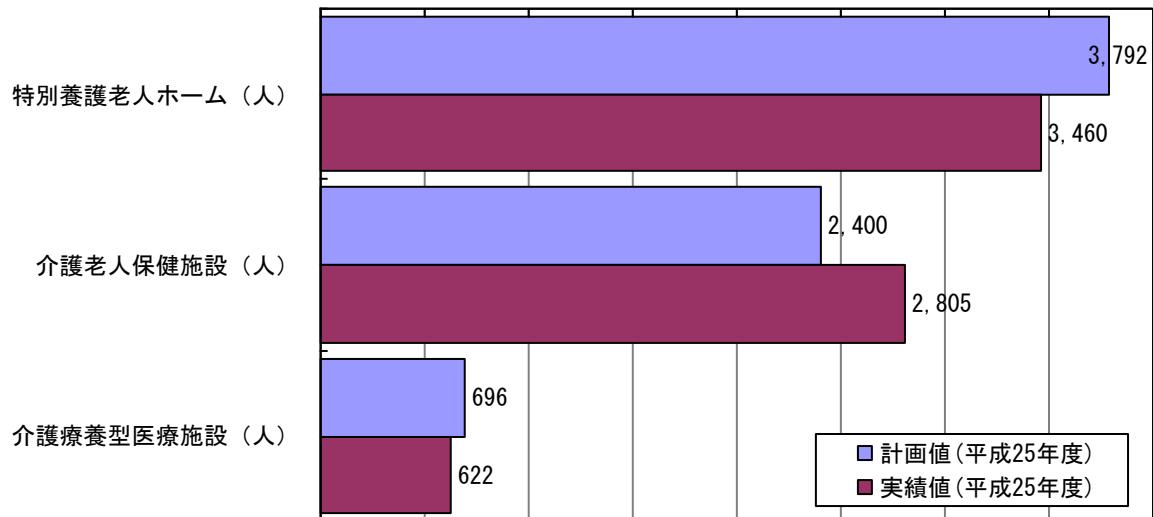


施設サービスの第5期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「介護老人保健施設」の利用量がやや増加、他のサービスはほぼ横ばい、または若干の減少基調での推移となっています。

②第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成24年度>



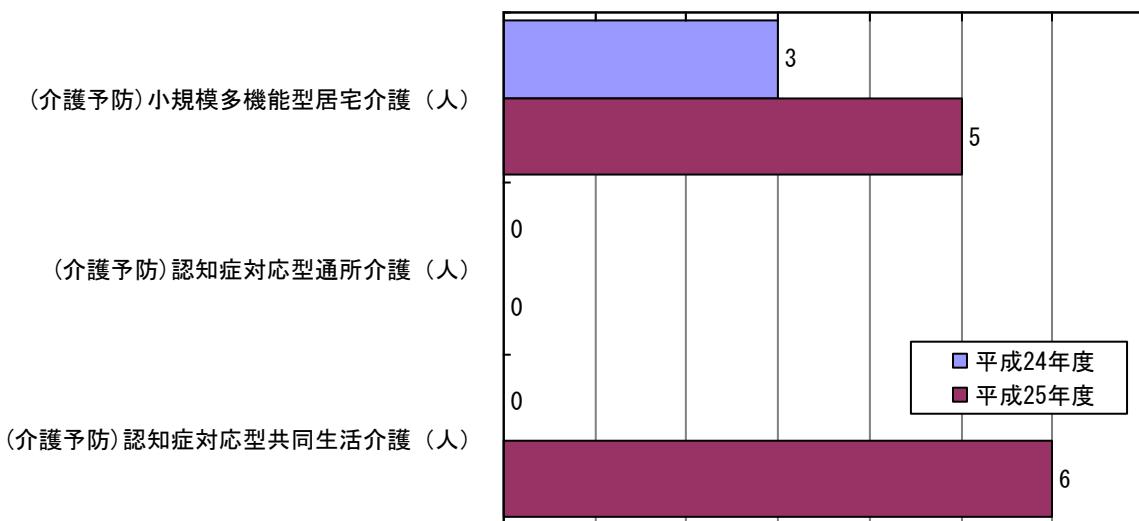
③第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成25年度>



平成24・25年度の施設サービスの利用量について、第5期計画における計画値と実績値を見ると、各年ともに、介護老人保健施設の利用実績が計画値を上回っているのに対し、他のサービスについては、計画の想定よりも実際の利用量の方が少なくなっています。

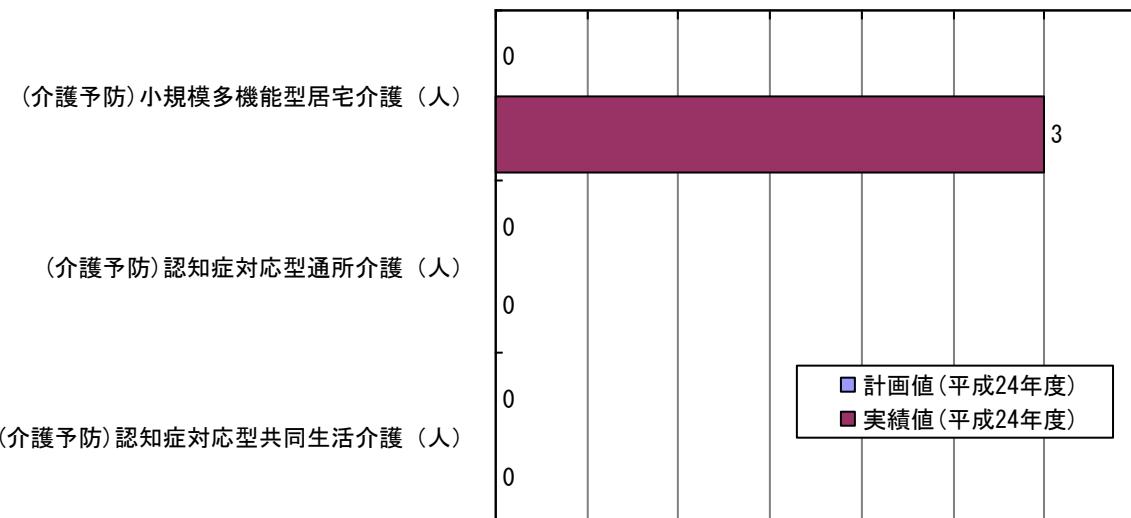
(4) 地域密着型介護予防サービス

①サービス利用量の推移

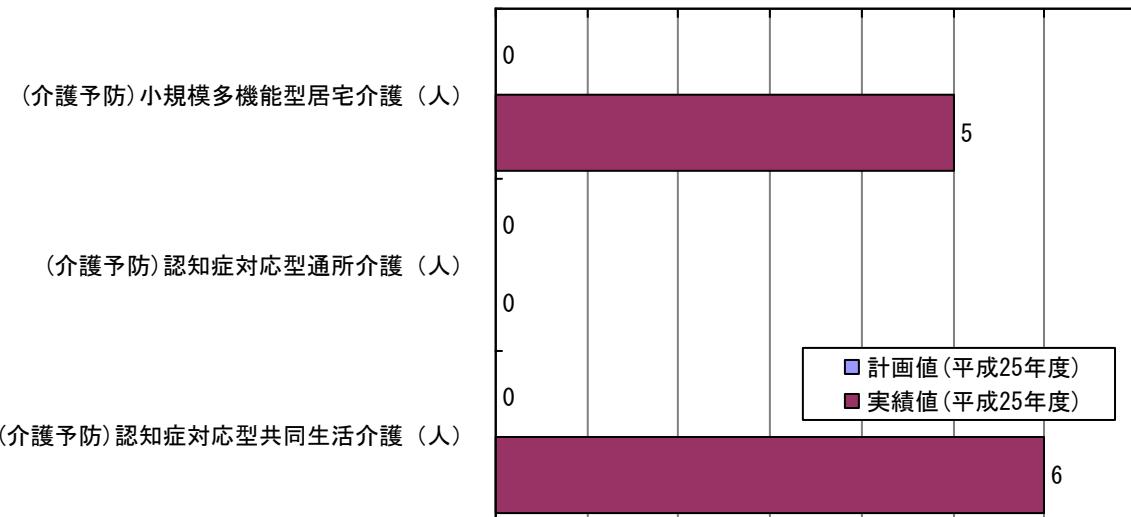


地域密着型介護予防サービスについては平成24・25年度ともに利用は少ない規模となっています。

②第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成24年度>



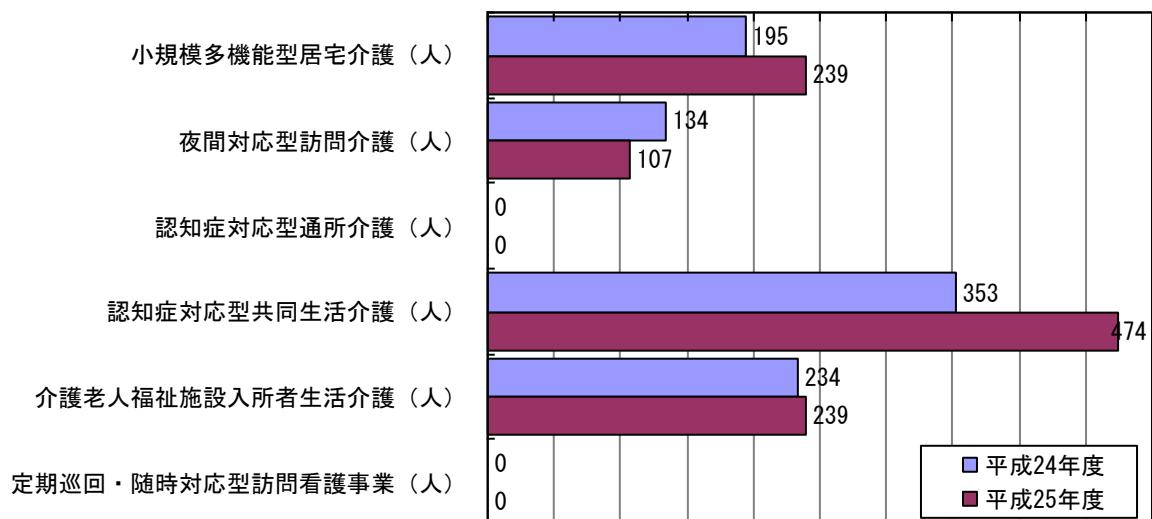
③第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成25年度>



平成24・25年度の地域密着型介護予防サービスの利用量について、第5期計画における計画値と実績値を見ると、各年とも計画上は利用を想定していなかったなかで、利用も比較的小規模なものとなっています。

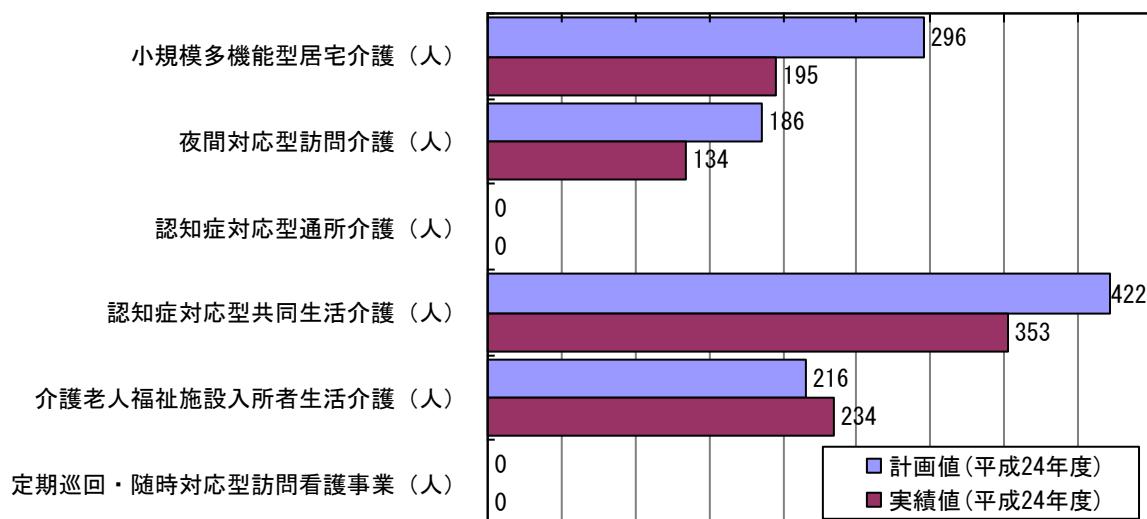
(5) 地域密着型サービス

①サービス利用量の推移

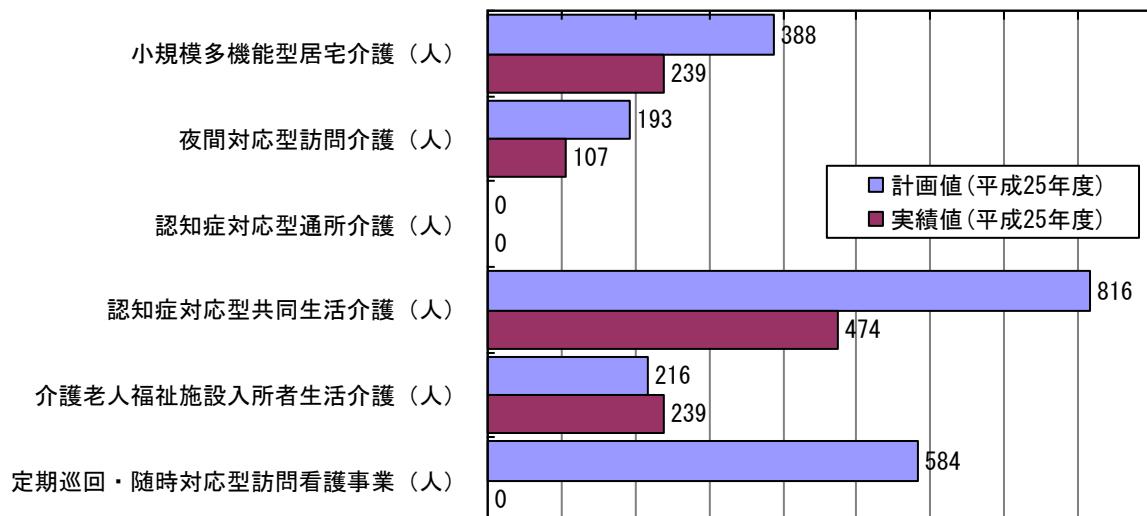


地域密着型介護サービスの第5期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「認知症対応型共同生活介護」の利用量が多く、また増加の幅も大きくなっています。

②第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成24年度>



③第5期計画における計画値と実績値の比較 <平成25年度>



平成24・25年度の地域密着型介護サービスの利用量について、第5期計画における計画値と実績値を見ると、各年とも多くのサービスにおいて、計画値を下回る利用実績となっています。一方、「介護老人福祉施設入所者生活介護」のみ、計画値を上回る実績となっています。

第4章 施策の体系

基本理念である「健康で生きがいのある福祉・学習都市」をめざして、以下の施策体系に基づき、総合的・計画的な事業の展開を図ります。

施策の体系

健康で生きがいのある福祉・学習都市をめざして

活力のある高齢者の活動支援

- 1 地域活動への参加支援
- 2 高齢者の就労支援
- 3 生きがいづくりの推進

地域包括ケアシステムの構築

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 4 高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 5 地域包括支援センターの体制整備

介護サービス等の充実

- 1 予防給付サービス
- 2 介護給付サービス（居宅サービス）
- 3 介護給付サービス（施設サービス）
- 4 地域密着型サービス
- 5 市特別給付

介護保険サービスの事業規模及び保険料

- 1 介護サービスの利用見込量の推計
- 2 介護保険事業にかかる総費用の見込み
- 3 保険料の設定

介護保険事業の適正な運営

- 1 保険者機能の強化
- 2 介護サービスの質の向上
- 3 事業評価の仕組み
- 4 低所得者への配慮
- 5 相談・苦情体制の整備

【第2部 各論】

第1章 活力ある高齢者の活動支援

1 地域活動への参加支援

【概要】

高齢者を地域に支えてもらう存在から地域を支えていく存在へと位置付け、地域と接する機会を増加させることは、外出を促し、閉じこもりや認知症対策などの介護予防の一助となります。

また、地域と密に繋がっていくことで、支援が必要な高齢者の早期発見等に期待でき、「高齢者の見守り」にも重要な役割を持つものとなります。

【課題】

本計画策定にあたり実施されたアンケート調査によると、地域活動や社会参加活動等の状況は「参加していない」の割合が一番多く回答されていましたが、一方で、平成25年度に実施された市民意識調査によると、まちづくり活動が必要と感じている方は、「どちらかといえば必要」を含むと87.6%となっており、まちづくり活動に参加したいと回答された方は、44.9%と回答割合の中では一番を占めておりました。

つまり、地域活動の必要性は認識されているということであり、今後は地域活動への参加が消極的な現状から改善していく必要があります。

また、市が地域活動に関する事業を展開していくだけでは、単発に終わってしまい、地域に根付いていかない恐れがあるため、地域主体となった「地域発」の活動を増やしていくことが重要となります。

【取組】

(1) 活動希望団体への助言

現在、どのような活動が展開されているのかを関係各課や社会福祉協議会等と連携・把握し、活動希望団体への相談、助言を実施していきます。

(2) 活動拠点への補助

サロン（高齢者が気軽に集まることのできる場所）の開設に際し、部屋の使用に係る経費を補助することで、自治会等の行事や世代間交流の場として活用し、地域活動の活性化を図ります。

2 高齢者の就労支援

【概要】

就労意欲を持つ高齢者に対し支援をしていくことは、充実した生活を送る活力となり、いきいきとした高齢社会の実現につながります。

また、若い世代と共に就労を行うことにより、高齢者の持つ経験や知識を伝えることができ、市全体の就労状態の向上に期待することができます。

【課題】

本計画策定にあたり実施されたアンケート調査によると、現在、就労についていない高齢者の割合は73.1%となっており、この数値については、就労意欲を持つ高齢者のニーズに現在の就労支援体制が対応しきれていないことが一つの原因として挙げることができます。

したがって、今後も高齢者が増加していくことが想定される中、就労機会を多様化させていき、就労の幅を広げていくことが必要となります。

【取組】

(1) シルバー人材センターへの支援

平成23年度事業として国の補助金を活用し実施した「緊急雇用創出事業」における就業開拓により、受注件数は増加傾向にありますが、会員数は横ばいの状態にあります。

会員数の増加に至っていない要因としては、既存職種だけでは就労希望者のニーズに対応しきれていない部分があると考えられるため、就労の多様化に向け、職種の開拓や新たな就労形態への働きかけを行い、シルバー人材センターへの魅力を見出していきます。

(2) 無料職業紹介所「わーくプラザ鎌ヶ谷」の活用

ハローワークのほか、市役所内に設けてある無料職業相談所「わーくプラザ鎌ヶ谷」により、就業相談員が就労支援と職業相談を実施していきます。

(3) 企業等における高齢者の雇用促進

高齢者の雇用を検討している事業者に対しては、独立行政法人による補助制度があるため、周知・活用してもらうことにより、高齢者の就労機会を提供していきます。

3 生きがいづくりの推進

【概要】

生きがいや趣味を持つことは、いつまでも自分らしく暮らしていくための重要な要素となり、これは介護予防にも大きな効果を期待することができます。

また、活動を通して、世代間交流や交友関係等の形成により、新たな経験を積んでいくことは、高齢期を過ごすひとつの楽しみとして活力を生むものとなります。

【課題】

本計画策定にあたり実施されたアンケート調査によると、趣味や生きがいを持つ高齢者の割合は決して低くない（趣味を持つ割合：78.1%、生きがいを持つ割合：65.0%）結果となっていましたが、継続的に学習機会や講座活動を提供していく、高齢者ひとりひとりが生きがいを持てるよう支援していくことが重要となります。

【取組】

(1) 社会福祉センターの活用

高齢者の憩いの場として活用するほか、趣味の幅を広げてもらうよう講座の開催や活動成果を発表する場として提供していきます。

(2) 老人クラブへの支援

多様なライフスタイルを持つ高齢者が増加してきているなか、会員の加入促進を図るためには、既存の活動内容だけではなく、時代に沿った活動に対しても支援を行うことを検討し、老人クラブの充実につなげます。

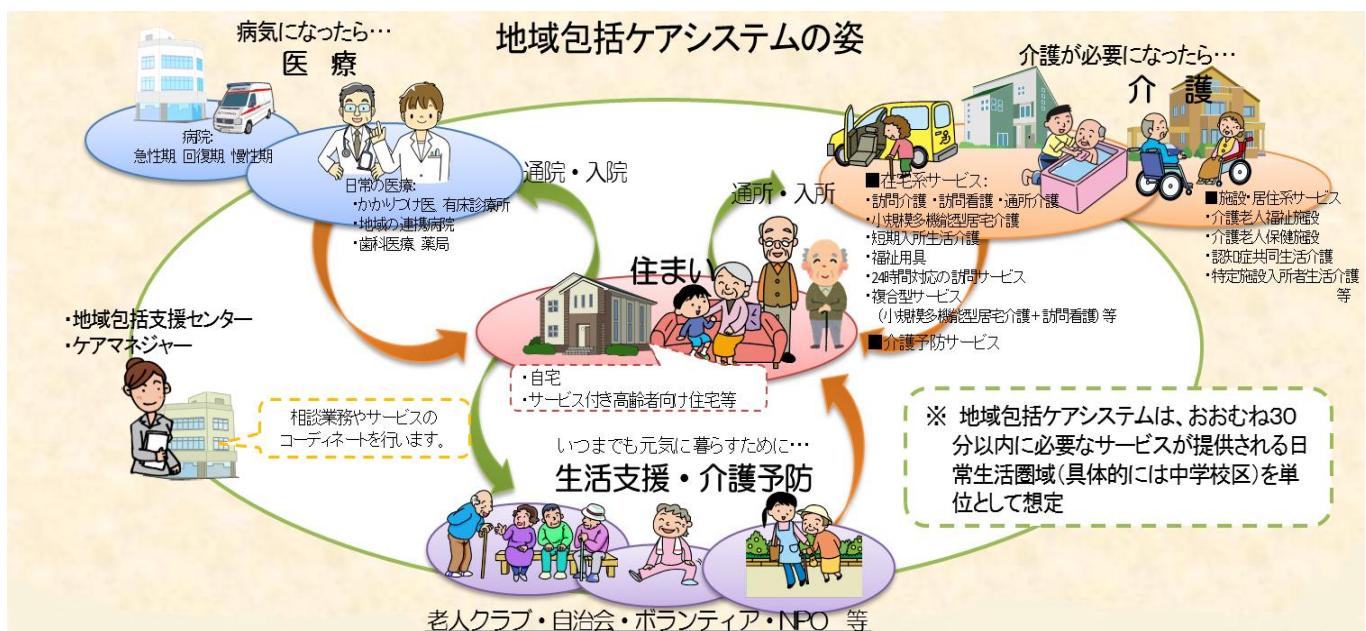
(3) 世代間交流の充実

知識や経験を生かす場として、学校教育や生涯学習活動において高齢者を活用することで、歴史や文化の継承や、若い世代との世代間交流を図ります。

第2章 地域包括ケアシステムの構築

○地域包括ケアシステムの構築

これまでも、日常生活圏域の設定や、地域包括支援センターの設置など、地域包括ケアシステムの考え方のもとでの取り組みが進んできましたが、今後もさらに「医療と介護の連携強化」「自立や在宅生活のさらなる支援」「在宅生活を支援する居住環境の確保」「地域ぐるみでの介護予防等の支援」といった課題に対し、地域支援事業を推進し、地域に根ざし包括的な視点で取り組んでいきます。



地域包括ケアシステムは、地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」を、それぞれ植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである医療、介護、予防を植物と捉えています。植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住まいが提供され、その住まいにおいて安定した日常生活をおくための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役割を果たすものと考えられています。

資料：厚生労働省

○地域包括ケアシステムにおける役割

地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助、公助の組み合わせにより成り立ちます。今後の急速な高齢化の進展からは、必要な介護等をすべて共助、公助で賄うことは難しく、自助、互助を含めて地域全体で支え合っていくことが必要です。自助、互助、共助、公助を踏まえると、地域包括ケアシステムを構成する地域の多様な関係者には次のような役割が期待されています。

(1) 本人

高齢者は、各種サービスの利用者である前に、「自助」の主体です。自ら健康づくりに励み、かかりつけ医を持ち、健診を受けるとともに、地域包括ケアシステムの中で、見守りなどの互助の支え手となることが期待されます。

(2) 介護者

高齢者の在宅生活を支える上では、家族等の介護者は大きな役割を果たします。しかし、介護者が疲弊し、介護うつや虐待につながらないよう、自らの心身の健康に留意することが重要であり、介護者同士の交流や一時預かりなどの支援していくことも必要です。また、介護の経験のある方は、介護で悩んでいる方の相談相手になるなど、地域包括ケアシステムでの重要な役割が期待できます。

(3) 地域住民

自治会、民生委員、老人クラブ、NPO、社会福祉協議会、地域の商店など、すべての住民が地域包括ケアシステムにかかわって、相互に支え合うこと（互助）が必要です。

(4) 事業者等

介護事業者、医療機関はサービスを提供することで、地域包括ケアシステムの主要部分を担います。利用者に対し適切なサービスを提供（共助）できるよう、情報共有及び連携を図っていく必要が求められています。

(5) 自治体

市は、地域包括ケアシステムを構築する中心的な役割を担う立場にあります。また、介護保険の保険者の立場として、質の高いサービスを提供するとともに、基礎自治体として自助の活用、互助の組織化、共助の適切なサービスの提供、公助による支援などを行う必要があります。

○地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の再編

地域支援事業とは、第3期計画から創設された制度です。要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村が実施主体となるものであり、地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく応えるためのしくみとして導入された事業体系です。

第6期となる本計画からは、さらに効果的な実施をめざし、介護保険法の改正により新たに位置づけられた「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」等も包含しながら、地域に根ざした事業として取り組んでいきます。

【新たな地域支援事業の体系】

事業項目	内 容	備 考
○介護予防・生活支援サービス事業	<p>①訪問型サービス (これまでの予防給付「訪問介護」からの移行に加え、従来の身体介護・生活援助、掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援)</p> <p>②通所型サービス (これまでの予防給付「通所介護」からの移行に加え、機能訓練、ミニディ、コミュニティサロン、口腔ケア等の教室)</p> <p>③生活支援サービス(配食・見守り等)</p> <p>④介護予防支援事業 (ケアマネジメント) など</p>	新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (略称: 総合事業)
○一般介護予防事業	・介護予防の推進 (普及啓発事業(例: 体操教室等))	
○包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none">・総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的・継続的ケアマネジメント業務 <ul style="list-style-type: none">・在宅医療・介護連携の推進・認知症施策の推進・地域ケア会議の制度化による強化・生活支援サービスの基盤整備	従来からの事業 地域包括支援センターの機能強化により対応
○任意事業	<ul style="list-style-type: none">・介護給付費適正化事業・家族介護支援事業・その他の事業	従来からの事業 (任意実施)

1 在宅医療・介護連携の推進

【概要】

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。

【課題】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する必要があります。

【取組】

（1）地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療資源等の情報をマップやリストで提供することにより、介護から医療への相談や連携をし易くします。

（2）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

多職種が集まる会議を開催し、顔の見える関係づくりを推進し、課題の抽出及び対応可能な解決策を協議、検討します。

（3）在宅医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護連携の必要性や在宅医療の実際の技法、他職種連携の実際など業務を進めるうえで必要になる様々な事項を共通理解する機会を提供します。

（4）24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築の検討

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるように、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携により、24時間患者等からの連絡を受けられる体制または往診や訪問看護、介護サービス等を提供できる体制の構築を検討します。

（5）地域住民への普及啓発

在宅医療・介護を選ぶためには、その内容をよく理解していただくことが基本となるため情報を提供します。

2 認知症施策の推進

【概要】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行います。

【課題】

認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ないという考え方から、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現が求められています。

【取組】

(1) 認知症サポーター養成研修の実施

認知症について広く理解していただくため、大人から子供までを対象とした養成研修を継続的に実施し、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

(2) 家族に対する支援

家族の悩みを聞く認知症相談員の派遣や社会福祉協議会と共にによる介護者のつどいの開催、認知症の人と家族の会千葉県支部と連携し家族交流会を開催するなど支援していきます。

(3) 高齢者の虐待防止など権利擁護の取組の推進

認知症の課題について市民の理解を深め、地域全体で高齢者の見守り等を行い、異常等を発見した時に迅速に対応できるネットワーク体制を確保することにより、高齢者を権利侵害から守り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援します。

(4) 認知症地域支援推進員の設置

介護と医療の連携強化や認知症の人やその家族を支援する事業の推進役を担う認知症地域支援推進員を設置します。

(5) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症の症状や病気の進行状況に沿った対応等についての説明、初期の在宅での具体的なケアの提供、家族に対するアドバイスなどを行い、一定期間、集中的に本人と家族に関わる認知症初期集中支援チームの編成を目指します。

(6)かかりつけ医の認知症対応力の向上

認知症の人への日常的な診療や家族への助言は、かかりつけ医が担う必要があるため、医師会等の協力を得て研修受講を推奨します。

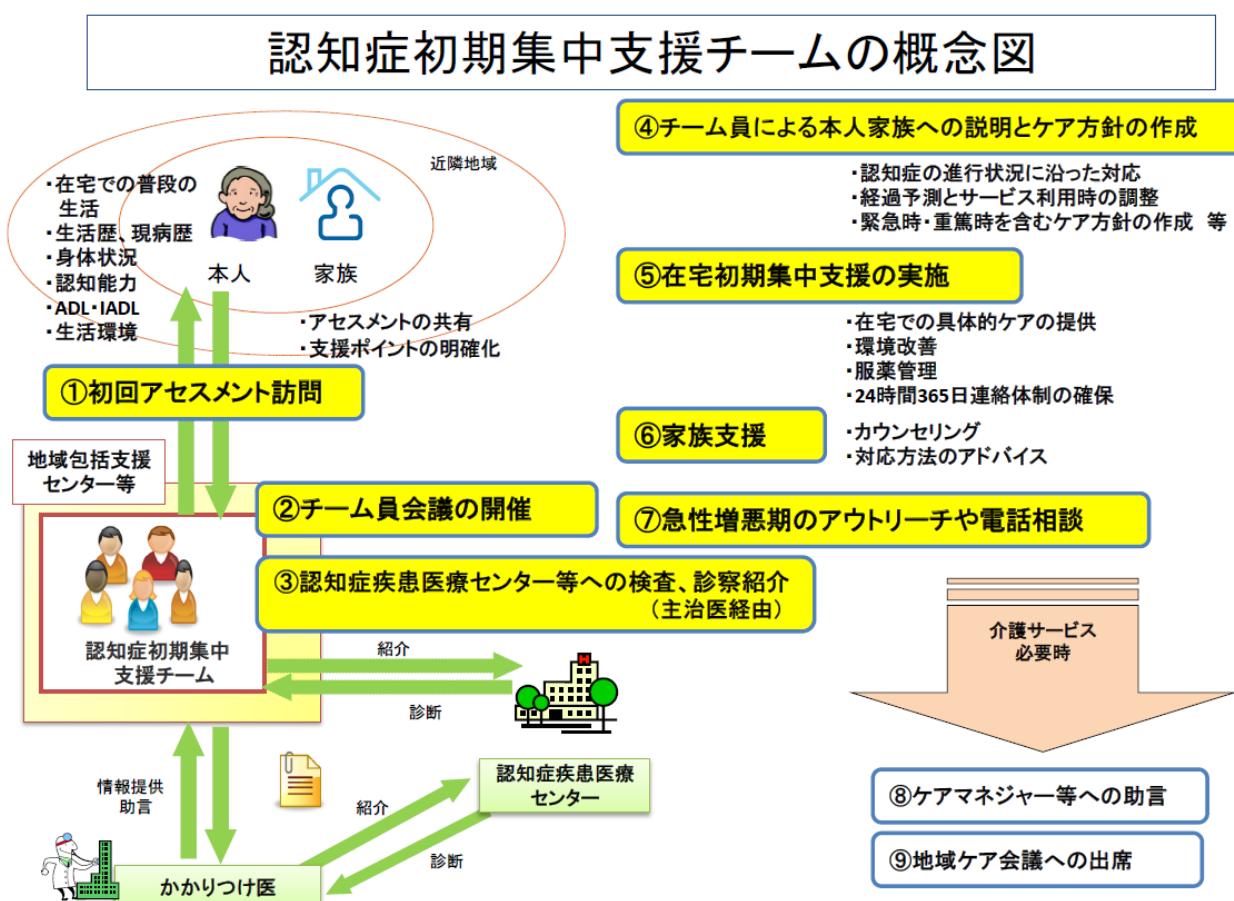
(7)市民後見人の育成

市民後見人養成のため研修の実施などを検討します。

(8)認知症ケアパス作成の検討

「ケアパス」とは、ケアの流れを意味しています。認知症ケアパスとは、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みです。

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どの様な医療、介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名や内容等をあらかじめ提示するための検討を行います。



資料：厚生労働省

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

【概要】

要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を実施します。高齢者の多くは、要支援状態等に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながります。

【課題】

掃除や買い物などの生活行為の一部が難しいが、排泄、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している人が数多くいます。支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されています。

【取組】

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付のうち、訪問介護及び通所介護については、総合事業に移行します。なお、移行にあたっては、地域資源を活用し、多様なサービス利用の実現を図ります。

(2) 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進します。

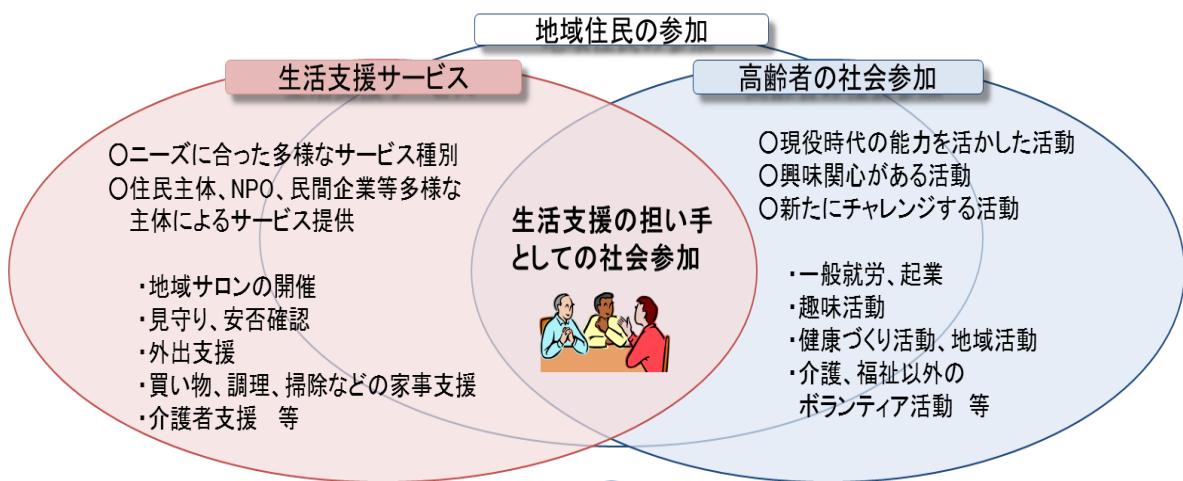
(3) 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進めます。

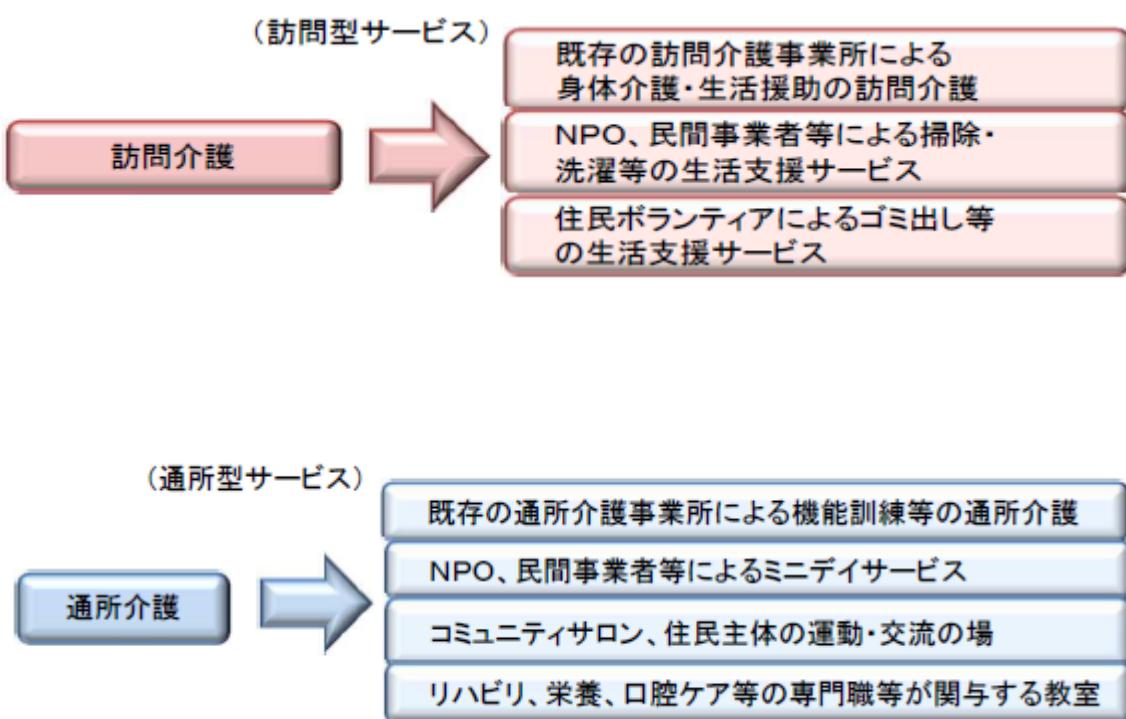
(4) 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどのため、リハビリ専門職等を生かした自立支援につながる取組を推進します。

【生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加】



【予防給付見直しのイメージ】



資料：厚生労働省

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

【概要】

社会全体で高齢者介護を支えるとともに、高齢者向けの住宅、施設整備によって介護の選択肢が増え、高齢者が適切な住宅、施設を選択できるようになります。

【課題】

在宅介護が決して容易でない中で、高齢者が安心して生活できる社会を実現するためには、住宅、施設への円滑な入居、身体機能の低下に対応したバリアフリー化、介護を必要とする高齢者が安心して生活していく上で、医療・介護等のサービスを円滑に利用できる環境整備が求められています。

【取組】

(1) 住宅改修

住宅内の手すりの取付けや段差解消等を行い、自宅で安心して暮らせる住宅環境を整えます。

(2) 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホームの入所希望者は依然として多く、高齢者人口の増加とともに入所希望者の増加が予想されるため、整備を図ります。

(3) 養護老人ホームの活用

環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設として活用を図ります。

(4) 住宅施策と連携した居住の確保

サービス付き高齢者向け住宅等の整備情報を積極的に提供します。

(5) 災害時の避難場所

事業者の協力を得ながら、災害時に避難できる場所の確保を図ります。

5 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターは、市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とする、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関です。

また、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられ、高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく地域包括支援センターの業務はこれらの新たな事業全てと密接に関係しています。

制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応していくよう、地域包括支援センターの人員体制の充実に努め体制の強化を図ります。

現在、地域包括支援センターは3か所ありますが、それぞれが連携を密にとり、市域全体における地域包括支援センター業務の効果的、効率的、一体的な運営体制を構築しています。

また、各地域包括支援センターでは、「家族への支援」「認知症ケアの推進」「介護予防の推進」において、それぞれ中心的な役割を担っていきます。

(1) 西部地域包括支援センター

家族への支援

介護者が介護に関する基本的な知識・技術を習得し、実践できるよう介護者教室を開催します。

(2) 南部地域包括支援センター

認知症ケアの推進

認知症を介護している仲間との情報交換・交流を通じて介護者の身体的、精神的負担を軽減することを目的とした家族交流会を開催します。

(3) 初富地域包括支援センター

介護予防の推進

二次予防事業対象者の介護予防を推進し、要介護状態にならないように介護予防教室を開催します。

第3章 介護サービス等の充実

◆介護サービス等の体系

<介護予防に関するもの>	<介護に関するもの>
<p>【予防給付サービス】</p> <p>(1) 介護予防サービス ①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 ⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与 ⑫介護予防特定福祉用具販売</p> <p>(2) 予防給付-その他サービス ①介護予防住宅改修 ②介護予防支援</p>	<p>【介護給付サービス（居宅サービス）】</p> <p>(1) 居宅サービス ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具販売</p> <p>(2) 介護給付-その他サービス ①住宅改修 ②居宅介護支援</p>
	<p>【介護給付サービス（施設サービス）】</p> <p>①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設</p>
<p>【介護予防地域密着型サービス】</p> <p>①介護予防小規模多機能型居宅介護 ②介護予防認知症対応型通所介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護 ④介護予防地域密着型通所介護</p>	<p>【地域密着型サービス】</p> <p>①小規模多機能型居宅介護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④認知症対応型共同生活介護 ⑤地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦定期巡回・随時対応型訪問看護 ⑧地域密着型通所介護</p>
<p>【その他】</p> <p>市特別給付</p>	

1 予防給付サービス

(1) 介護予防サービス

①介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支え、地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによる日常生活上の支援や家事の援助などを行います。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みますが、平成29年度は、介護保険法改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行するものとして、利用を見込みません。

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	2,532	2,796	3,084
実 績	2,296	2,518	2,784
達成状況（実績／計画）	90.7%	90.1%	90.3%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	3,204	3,780	—

②介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。

平成26年度に実績があるものの、これまで要支援者に対するサービス提供実績はなく、今後の利用は見込みません。

（単位：回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	0	0	0
実 績	0	0	1
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	0	0	0

③介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	797	921	1,046
実 績	645	689	986
達成状況（実績／計画）	80.9%	74.8%	94.3%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	1,393	1,952	2,654

④介護予防訪問リハビリテーション

居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	49	61	74
実 績	252	292	240
達成状況（実績／計画）	514.3%	478.7%	324.3%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	306	526	928

⑤介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	144	155	172
実 績	187	160	108
達成状況（実績／計画）	129. 9%	103. 2%	62. 8%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	156	156	168

⑥介護予防通所介護

デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みますが、介護保険法改正により、平成28年度は、介護予防地域密着型通所介護に利用者の一部が移行するため減少し、平成29年度は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行するものとして利用を見込ません。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	3, 024	3, 528	4, 031
実 績	3, 004	3, 561	4, 008
達成状況（実績／計画）	99. 3%	100. 9%	99. 4%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	4, 680	3, 492	—

⑦介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	374	437	499
実 績	365	344	372
達成状況（実績／計画）	97.6%	78.7%	74.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	408	468	564

⑧介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：日)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	121	134	147
実 績	213	323	668
達成状況（実績／計画）	176.0%	241.0%	454.4%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	1,364	2,552	4,408

⑨介護予防短期入所療養介護

老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに介護予防を目的とした日常生活上の看護や支援、機能訓練等が受けられます。

利用は少なく、減少傾向が続いているため、今後については、利用を見込みません。

(単位：日)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	16	16	16
実績	10	5	0
達成状況(実績/計画)	62.5%	31.3%	0.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	0	0	0

⑩介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

平成26年度現在、市内には3ヶ所の特定施設入居者生活介護が整備されており、サービスは充実しているため、第6期計画期間においては既存の施設で対応します。ただし、他市町村施設への入所を含めて増加を見込んでいます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	60	67	80
実績	77	74	72
達成状況(実績/計画)	128.3%	110.4%	90.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	84	96	96

⑪介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に資するものについてレンタルします。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	648	660	684
実 績	819	1,096	1,380
達成状況（実績／計画）	126.4%	166.1%	201.8%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	1,800	2,364	3,036

⑫介護予防特定福祉用具販売

介護予防に資する入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、同一年度で9万円を限度に、購入費の一部を支給します。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	48	72	96
実 績	60	61	96
達成状況（実績／計画）	125.0%	84.7%	100.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	144	204	276

(2) 予防給付-その他サービス

①介護予防住宅改修

段差の解消や、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して18万円を限度に、住宅改修費の一部を支給します。

実績として減少傾向にありますが、要支援認定者の増加に伴い、今後の利用量は微増するものと見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	108	144	156
実 績	108	102	96
達成状況（実績／計画）	100.0%	70.8%	61.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	108	120	132

②介護予防支援

介護支援専門員が、利用者の希望を取り入れながら介護予防ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	5,548	6,452	7,356
実 績	5,399	6,066	6,708
達成状況（実績／計画）	97.3%	94.0%	91.2%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	7,740	9,156	10,740

2 介護給付サービス（居宅サービス）

（1）居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助などを行います。
実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

（単位：回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	126,461	142,066	157,670
実 績	133,638	125,483	159,760
達成状況（実績／計画）	105.7%	88.3%	101.3%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	178,022	208,768	238,323

②訪問入浴介護

巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
実績を踏まえ、今後も利用量の減少を見込みます。

（単位：回）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	5,068	6,140	7,212
実 績	3,554	3,012	3,024
達成状況（実績／計画）	70.1%	49.1%	41.9%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	2,959	2,726	2,382

③訪問看護

看護師や保健師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
実績を踏まえ、おおむね同等の利用を見込みます。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	10,572	12,012	13,452
実 績	15,151	16,938	17,216
達成状況（実績／計画）	143.3%	141.0%	128.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	17,621	18,110	18,295

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	3,192	3,576	3,960
実 績	5,633	7,131	7,750
達成状況（実績／計画）	176.5%	199.4%	195.7%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	8,227	10,638	12,564

⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	4,032	4,200	4,344
実績	3,466	3,997	4,644
達成状況(実績/計画)	86.0%	95.2%	106.9%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	5,568	6,684	7,896

⑥通所介護

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みますが、介護保険法改正により、平成28年度は、地域密着型通所介護に利用者の一部が移行するため減少します。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	102,621	110,010	117,399
実績	106,916	115,796	122,712
達成状況(実績/計画)	104.2%	105.3%	104.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	130,663	87,931	94,691

⑦通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの支援が受けられます。
実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	23,453	24,898	26,343
実 績	25,238	27,823	29,718
達成状況（実績／計画）	107.6%	111.7%	112.8%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	32,317	36,242	40,060

⑧短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：日)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	25,882	28,593	31,303
実 績	25,839	30,284	33,952
達成状況（実績／計画）	99.8%	105.9%	108.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	38,650	48,155	48,564

⑨短期入所療養介護

老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活上の看護や介護、機能訓練等が受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：日)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	3,650	4,059	4,469
実 績	3,282	3,516	3,748
達成状況（実績／計画）	89.9%	86.6%	83.9%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	4,312	5,352	6,666

⑩特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所し、食事・入浴・排泄の介助や、機能訓練などが受けられます。

平成26年度現在、市内には3ヶ所の特定施設入居者生活介護が整備されており、サービスは充足しているため、第6期計画期間においては既存の施設で対応します。ただし、他市町村施設への入所を含めて増加を見込んでいます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	1,082	1,104	1,164
実 績	1,070	1,208	1,272
達成状況（実績／計画）	98.9%	109.4%	109.3%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	1,476	1,632	1,908

⑪福祉用具貸与

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。
実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	10,404	11,460	12,516
実 績	10,234	11,103	11,700
達成状況（実績／計画）	98.4%	96.9%	93.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	12,288	14,616	16,224

⑫特定福祉用具販売

入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、同一年度で9万円を限度に、購入費の一部を支給します。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	300	312	324
実 績	249	266	264
達成状況（実績／計画）	83.0%	85.3%	81.5%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	288	324	360

(2) 介護給付-その他サービス

①住宅改修

段差の解消や、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して18万円を限度に、住宅改修費の一部を支給します。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	276	312	336
実 績	253	278	276
達成状況（実績／計画）	91.7%	89.1%	82.1%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	300	348	420

②居宅介護支援

介護支援専門員が、利用者の希望を取り入れながらケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	18,892	20,312	21,732
実 績	19,038	20,687	21,732
達成状況（実績／計画）	100.8%	101.8%	100.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	23,508	26,568	29,604

3 介護給付サービス（施設サービス）

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などをを行う施設です。

第6期計画期間は、他市町村施設への入所も含め増加を見込み、平成29年度に120床の整備を見込んでいます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	3,744	3,792	5,328
実績	3,501	3,460	3,576
達成状況（実績／計画）	93.5%	91.2%	67.1%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	4,632	4,632	5,400

②介護老人保健施設

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療的ケア、リハビリテーション、日常生活の介護を行う施設です。

介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換に伴い、平成29年度に利用者の増加を見込んでいます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	2,352	2,400	2,460
実績	2,683	2,805	2,400
達成状況（実績／計画）	114.1%	116.9%	97.6%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	2,916	3,096	3,852

③介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。

介護療養型医療施設については、平成29年度末までに他の介護保険施設等へ転換することとなっており、平成29年度に介護老人保健施設への転換を見込んでいます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	696	696	696
実績	697	622	540
達成状況（実績／計画）	100.1%	89.4%	77.6%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	576	576	—

4 地域密着型サービス

(1) 地域密着型サービスの概要

地域密着型サービスとは、今後さらに増加が見込まれる認知症の高齢者や寝たきり等の中重度の要介護高齢者が、住み慣れた地域で継続して生活が送れるように地域に密着して、状況に応じ柔軟に対応できるサービス体系として展開されています。

事業所の指定は市町村が行い、原則として鎌ヶ谷市に住む方のみが利用することができるサービスです。

第5期計画までは、整備単位として6圏域（中央地区・中央東地区・東部地区・西部地区・南部地区・北部地区）からなる日常生活圏域を基本として整備してきましたが、第6期計画につきましては、整備年度及び整備地区を明記するのではなく、地域密着型サービスに対するニーズを3年間の中で精査していく中で、整備を計画的に実施していきます。

(2) 地域密着型サービスの基盤整備

①小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

在宅の要支援、要介護認定者を対象に通所を中心として、利用者の様態や希望に応じて訪問、宿泊の3つのサービスを組み合わせてサービス提供を受けることができます。

利用者は小規模多機能型居宅介護事業所に利用者登録を行なったうえでサービスを利用することとなります。

【整備計画】

2事業所で地域全体をカバーしていくような事業形態を想定し、利用実績から利用者数はかなり限定された人数となっていることから、第6期計画期間においては整備を行わず、既存の事業所数で対応していきます。

	実績	計画			
		平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数 [累計]	2か所		2か所（整備計画なし）		
定員数 [累計]	50人		50人（整備計画なし）		

②夜間対応型訪問介護

【事業内容】

夜間帯における巡回訪問と利用者からの通報等により訪問が必要であると判断した場合には、訪問介護を受けることができます。

【整備計画】

1事業所で地域全体をカバーしていくような事業形態を想定し、整備されていましたが、利用者数の減少により事業所が廃止となっています。

これまでの利用実績から利用者はかなり限定された人数と見込まれることから、第6期計画期間においては整備を行いません。

	実績	計画			
		平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数 [累計]	1か所		—		

③認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者が通所して入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けることのできるサービスです。

【整備計画】

認知症対応型通所介護は、事業者からの参入状況などから整備が進まず、一般の通所介護事業所においても認知症の方が利用できることから、利用者はかなり限定された人数と見込まれるため、第6期計画期間においては整備を行いません。

④認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症のある要介護者等が受けられるサービスとなっており、利用者はそれぞれ個室で暮らす、5~9人が1ユニットとなって共通の食堂や居間、台所などで、今まで暮らしてきたような生活を続けることを目標に共同生活を送ります。

【整備計画】

4事業所で地域全体をカバーしていくような事業形態を想定し、利用実績から利用者数はかなり限定された人数となっていることから、第6期計画期間においては整備を行わず、既存の事業所数で対応していきます。

	実績	計画			
		平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数 [累計]	4か所		4か所 (整備計画なし)		
定員数 [累計]	63人		63人 (整備計画なし)		

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所して食事、排せつ、入浴などの日常生活上の世話や訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

【整備計画】

現在、1か所整備されていますが、第6期計画においては広域型介護老人福祉施設の整備で対応していくため、整備を行いません。

	実績	計画			
		平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数 [累計]	1か所		1か所 (整備計画なし)		
定員数 [累計]	20人		20人 (整備計画なし)		

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業内容】

定員29人以下の介護付有料老人ホーム等に入所して食事、排せつ、入浴などの日常生活上の世話や訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

【整備計画】

現在、定員29人以下の特定施設入居者生活介護は整備されていませんが、市内に3か所の特定施設入居者生活介護が整備されており、サービスは充足しているため、第6期計画期間においても整備を行いません。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

訪問介護員や看護師などが定期的に訪問して、日常生活上の援助や、診療の補助を実施するサービスとなります。また、利用者からの通報を受けて相談を受けたり、必要に応じて訪問サービスを実施します。

【整備計画】

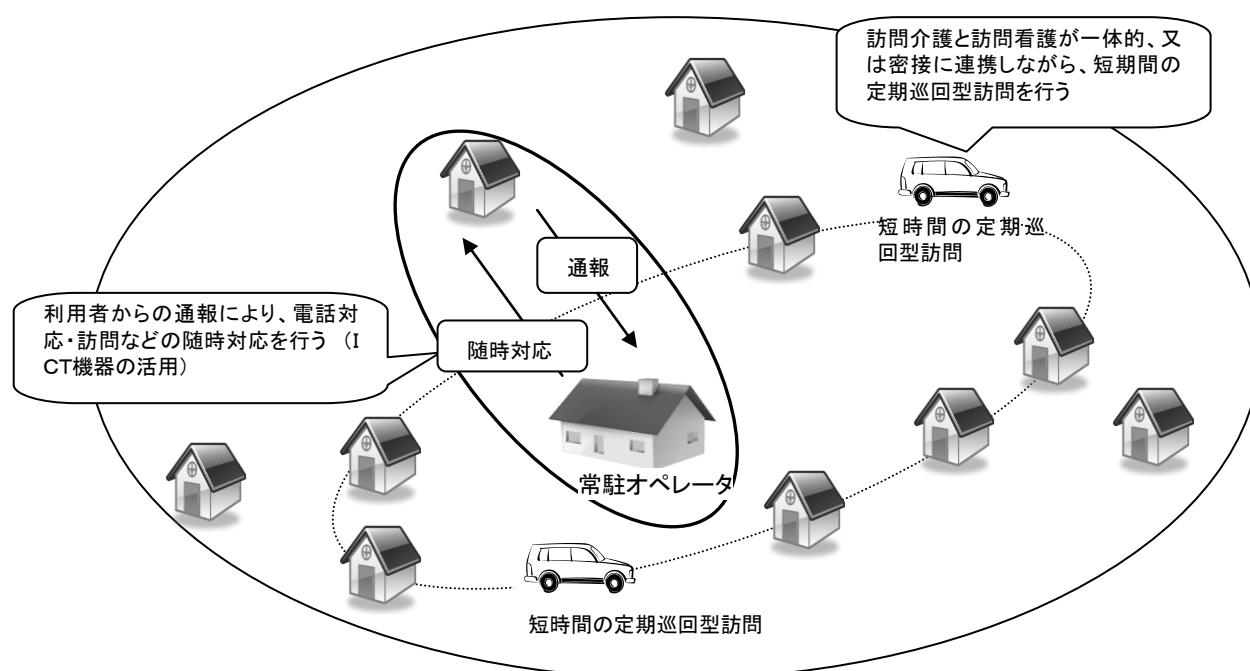
第6期計画期間に1か所整備し、1事業所で地域全体をカバーする形態で整備を行います。

	実績	計画		
	平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数 [累計]	一	1か所		

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ

基本的な考え方：日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体となって、利用者からの通報による随時対応や定期巡回サービスを提供することで、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅での生活継続を支援する。

※ 利用できるのは要介護者のみ



⑧地域密着型通所介護

【事業内容】

本計画（第6期）から新たに位置づけられたサービスで、これまで小規模デイサービスとして実施されてきた事業について、市が指定を行うものです。

【整備計画】

市内に所在する通所介護事業所のうち小規模な通所介護事業所について、平成28年度より地域密着型通所介護として市の指定へと移行されます。

現在、市内に所在する小規模型通所介護事業所の定員総数から勘案して、平成29年度には、6,960人/年の利用を見込んでいます。

(3) 地域密着型介護予防サービス

①介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。

利用は少なく、今後については利用を見込みません。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	0	0	0
実績	2	3	3
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	0	0	0

②介護予防認知症対応型通所介護

認知症で要支援の高齢者が、デイサービスセンターなどで介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

平成26年度現在、要支援者に対するサービス提供実績がなく、今後も利用を見込みません。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	0	0	0
実績	0	0	0
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	0	0	0

③介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症で要支援の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

実績を踏まえ、今後も一定の利用を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	0	0	0
実 績	0	4	12
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	24	24	24

④介護予防地域密着型通所介護

本計画（第6期）から新たに位置づけられたサービスで、これまで小規模デイサービスとして実施されてきた事業について、市が指定を行うものです。

平成28年度から介護予防通所介護の利用者の一部が移行することにより利用を見込み、平成29年度は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行するものとして利用を見込みません。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	—	—	—
実 績	—	—	—
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	—	2,100	—

(4) 地域密着型サービス

①小規模多機能型居宅介護

通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを受けることができます。

実績を踏まえ、今後も利用量の増加を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	296	388	480
実 績	195	239	264
達成状況（実績／計画）	65.9%	61.6%	55.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	312	432	576

②夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるように巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けることができます。

利用者の減少による事業所の廃止に伴い、平成27年度以降は見込みません。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	186	193	199
実 績	134	107	54
達成状況（実績／計画）	72.0%	55.4%	27.1%

③認知症対応型通所介護

認知症のある高齢者が日帰りで専門的なケアを受けることができます。
実績はなく、今後についても利用は見込みません。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	0	0	0
実 績	0	0	0
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	0	0	0

④認知症対応型共同生活介護

認知症のある高齢者が専用の住宅で生活し、介護や食事等のサービスが受けられます。
実績を踏まえ、今後も同等程度の利用を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	422	816	816
実 績	353	474	696
達成状況（実績／計画）	83.6%	58.1%	85.3%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	732	732	732

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

実績を踏まえ、今後も同等程度の利用を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	216	216	216
実 績	234	239	240
達成状況（実績／計画）	108.3%	110.6%	111.1%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	240	240	240

⑥定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回と隨時の訪問サービスを受けられます。

多様な介護ニーズ等を踏まえ、平成29年度からの利用を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	0	584	876
実 績	0	0	0
達成状況（実績／計画）	—	0.0%	0.0%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	0	0	108

⑦地域密着型通所介護

本計画（第6期）から新たに位置づけられたサービスで、これまで小規模デイサービスとして実施されてきた事業について、市が指定を行うものです。

平成28年度から通所介護の利用者の一部が移行することにより利用を見込みます。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
第5期計画の目標	—	—	—
実績	—	—	—
達成状況（実績／計画）	—	—	—

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第6期計画の目標	—	6,156	6,960

5 市特別給付

①訪問理美容サービス

対象者：外出が困難な要介護者及び要支援者で特別給付利用申請をし、特別給付利用認定証の交付を受けた方。

給付内容：月1回を限度に居宅において理美容のサービスが受けられます。保険給付の対象は、理美容所から利用者の居宅まで及び利用者の居宅から理美容所までの準備、移動及び後始末をする一連の行為となります。

※理美容代は保険給付対象外

②介助移送サービス

対象者：外出の際に介助を必要とする要介護者及び要支援者で特別給付利用申請をし、特別給付利用認定証の交付を受けた方。

ただし、訪問介護における「通院等乗降介助」が利用できる場合は除きます。

給付内容：対象者が移動用車両（タクシー）を利用するとき、訪問介護員資格のあるドライバーが乗降時の介助を行います。

※運賃については保険給付対象外

③支給限度額の上乗せ

対象者：要介護1または要介護2の方で居宅サービスを利用している方

給付内容：居宅介護サービス費区分支給限度基準額に要介護1の方は880単位、要介護2の方は1,056単位を上乗せし、上乗せした単位については、訪問介護に限り利用できます。

◆市特別給付の利用見込量

(単位：件／年)

	実績	見込み	計画		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
訪問理美容サービス	52	100	115	130	145
介助移送サービス	172	215	264	325	400
支給限度額上乗せ	133	151	169	187	205

第4章 介護保険サービスの事業規模及び保険料

1 介護サービスの利用見込量の推計

(1) 介護予防サービス・介護予防地域密着型サービス

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績	見込み	推計		
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	45,641				
介護予防訪問入浴介護	0				
介護予防訪問看護	3,619				
介護予防訪問リハビリテーション	836				
介護予防居宅療養管理指導	1,445				
介護予防通所介護	114,070				
介護予防通所リハビリテーション	14,252				
介護予防短期入所生活介護	1,796				
介護予防短期入所療養介護	43				
介護予防特定施設入居者生活介護	6,243				
介護予防福祉用具貸与	5,776				
特定介護予防福祉用具販売	1,512				
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0				
介護予防小規模多機能型居宅介護	357				
介護予防認知症対応型共同生活介護	970				
介護予防地域密着型通所介護	—				
(3) 介護予防住宅改修	9,433				
(4) 介護予防支援	26,171				
計	232,164	0	0	0	0

(ワークシートから確定値を掲載)

調

整

中

(2) 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績	見込み	推計		
(1) 居宅サービス					
訪問介護	430, 834				
訪問入浴介護	35, 772				
訪問看護	86, 007				
訪問リハビリテーション	20, 664				
居宅療養管理指導	39, 484				
通所介護	937, 713				
通所リハビリテーション	235, 681				
短期入所生活介護	250, 001				
短期入所療養介護	37, 428				
特定施設入居者生活介護	230, 462				
福祉用具貸与	157, 211				
特定福祉用具販売	7, 636				
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0				
夜間対応型訪問介護	1, 087				
認知症対応型通所介護	0				
小規模多機能型居宅介護	39, 410				
認知症対応型共同生活介護	113, 029				
地域密着型特定施設入居者生活介護	0				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	59, 711				
複合型サービス	—				
地域密着型通所介護	—				
(3) 住宅改修	25, 974				
(4) 居宅介護支援	272, 404				
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	843, 989				
介護老人保健施設	720, 619				
介護療養型医療施設	206, 791				
計	4, 751, 907	0	0	0	0

(ワークシートから確定値を掲載)

調

整

中

2 介護保険事業にかかる総費用の見込み

(1) 介護保険事業にかかる総費用の見込み

介護サービス種類ごとの見込量をもとに費用を算出した結果、平成27年度から29年度までの3か年の給付費等の見込額は次のとおりです。

◆保険給付費等の見込額

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合 計
保険給付費	6,322,980	6,891,612	7,433,400	20,647,992
居宅サービス	3,511,949	3,499,699	3,725,707	10,737,355
施設サービス	2,166,846	2,214,426	2,489,385	6,870,657
地域密着型サービス	299,600	801,413	807,853	1,908,866
高額介護サービス費等	344,585	376,074	410,455	1,131,114
地域支援事業費	127,736	167,213	219,263	514,212
合 計	6,450,716	7,058,825	7,652,663	21,162,204

(2) 第1号被保険者の負担割合

保険給付費、地域支援事業の費用のうち、65歳以上の被保険者が負担する割合（第1号被保険者保険料）は22%となります。

このため、第1号被保険者保険料は、3年間に必要な保険給付費等から負担割合の22%を乗じて保険料収納必要額を求め、これを第1号被保険者数で除して算出します。

また、国が負担する25%のうち5%は、市町村間の後期高齢者の比率や所得水準の格差是正のため交付される調整交付金を含んでいます（下表※）。

◆保険給付費と地域支援事業の費用負担割合

		国	県	市	第1号保険料	第2号保険料
保 険 給付費	居宅サービス	25%※	12.5%	12.5%	22%	28%
	施設サービス	20%※	17.5%	12.5%	22%	28%
地 域 支 援 事 業	介護予防事業	25%	12.5%	12.5%	22%	28%
	包括的支援事業	39%	19.5%	19.5%	22%	

第2号保険料は、40歳以上64歳以下の方が負担する保険料で、各医療保険者が健康保険料に上乗せして徴収しています。

3 保険料の設定

第6期（平成27年度～29年度）における65歳以上の方の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。

①保険料基準額の改定

保険料基準額を現行の52,440円（月額4,370円）から [] 円（月額 [] 円）に改定します。なお、保険料設定に際しては、第5期までの保険料剩余金を積み立てている介護保険財政調整基金を取り崩して第6期保険料の財源に充当し、保険料上昇を抑えます。

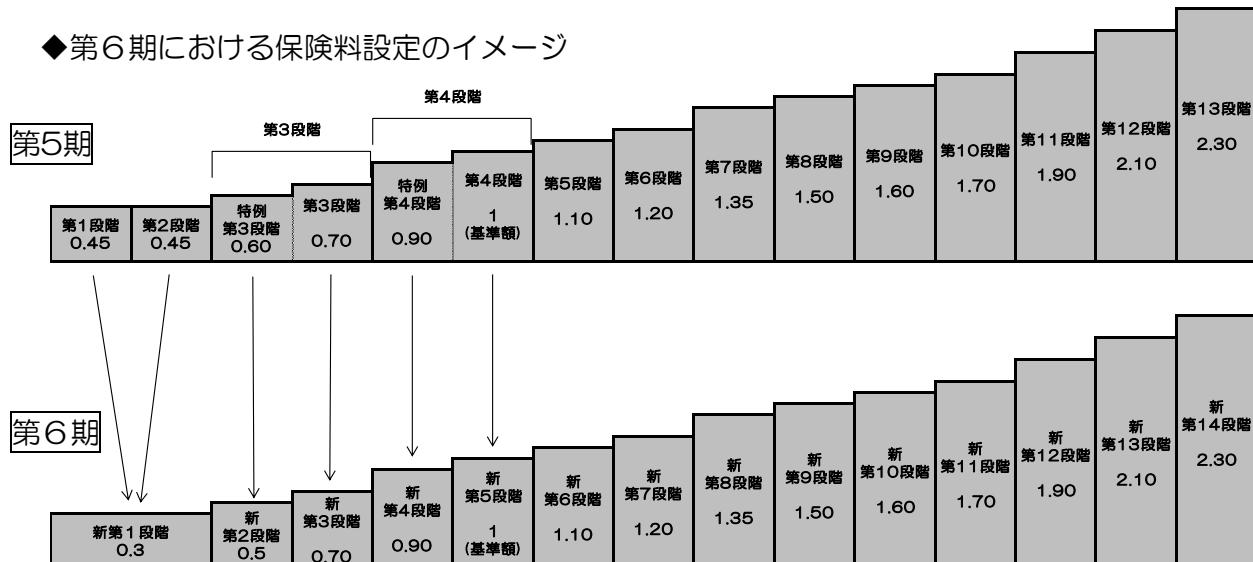
②保険料段階の設定

保険料段階は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階の設定を行った現行の13段階制の考え方を継続し、国における保険料段階設定の見直しにより14段階制へと変わります。具体的には、これまでの第1段階及び第2段階を新第1段階に、第3段階及び第4段階に該当する方のうち、年金収入と合計所得金額が一定の額以下の方を特例として細分化していたものを独立した段階とするなど、見直しが行われたため14段階制へと変わるものです。

③低所得者対策

給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、基準額に対する割合を引き下げ、低所得者の保険料の軽減を強化します。

- ・ 現行の第1段階及び第2段階の基準額に対する割合を0.45から0.3に引き下げ、新第1段階とします。
- ・ 現行の特例第3段階（第3段階の方のうち年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方）の基準額に対する割合を0.6から0.5に引き下げ、新第2段階とします。



◆所得段階別保険料

区分	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	×0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	×0.50	
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	×0.70	
第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者（同居の者が市民税課税）	×0.90	
第5段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者（同居の者が市民税課税）	基準額	
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	×1.10	
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	×1.20	
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	×1.35	
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	×1.50	
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	×1.60	
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	×1.70	
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	×1.90	
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	×2.10	
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者	×2.30	

調
整
中

◆所得段階別被保険者数の見込み

区分	27年度	28年度	29年度
第1段階	4,523	4,629	4,735
第2段階	1,431	1,465	1,499
第3段階	1,374	1,406	1,438
第4段階	5,382	5,508	5,634
第5段階	3,521	3,604	3,686
第6段階	3,550	3,633	3,716
第7段階	4,180	4,278	4,375
第8段階	2,348	2,403	2,457
第9段階	1,059	1,084	1,109
第10段階	429	439	449
第11段階	200	205	210
第12段階	229	234	240
第13段階	86	88	90
第14段階	315	322	330
計	28,627	29,298	29,968

第5章 介護保険事業の適正な運営

1 保険者機能の強化

介護が必要になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、介護保険制度を適正に運営していきます。

①被保険者に対する情報提供の充実

介護保険制度の円滑な運営のため、制度の趣旨や仕組み及びサービス等について広報・ホームページ等で周知に努めます。

②介護給付の適正化

介護認定を受けた被保険者が自立した、日常生活を営むことができるようにするために、サービスが過不足なく適正に提供されるよう、次の事項を重点目標と定め適正化を推進します。

ア. 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。

イ. 医療情報との突合・縦覧点検

- ・医療情報との突合…… 医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

- ・縦覧点検…… 複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

ウ. 介護給付費通知

事業所への牽制効果が考えられるため、利用者本人（家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。

③サービス面での関与

地域密着型サービス事業所に対して、指導・監督を行い、県の事業者指定については、介護保険事業計画との調整を図るために県に対して事業者指定にあたっての意見書を提出します。

2 介護サービスの質の向上

利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、介護サービス事業者に関する情報提供を行います。また、介護サービス事業者の育成にも努めます。

①介護サービス事業者間の連携強化

「介護サービス事業者連絡協議会」を引き続き開催し、介護サービス事業者が主体となつた連携を支援します。

②サービス事業者等の育成・指導

介護支援専門員や訪問介護員などの研修を実施します。

③介護支援専門員協議会に対する支援

介護支援専門員に対する「資質向上」「知識・技術の向上」等を目指し、研修会などの開催や情報提供について活動支援を行います。

④地域密着型介護サービス事業者の指定の更新

地域密着型サービス事業者や施設について、指定の更新制を導入し、指定・更新時の要件を厳格化します。

3 事業評価の仕組み

保険者である市は、国的基本指針により、介護保険事業計画の実施状況を点検する必要があります。本市では、「鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会」において平成12年度以降高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況の検証を行っています。

4 低所得者への配慮

介護保険では、保険料負担、介護サービスを利用する際の利用者負担が伴いますが、所得の低い方に過重とならないよう対策を講じています。

①保険料の低所得者対策

ア. 第1段階・第2段階の引下げ

現行の第1段階・第2段階の保険料の乗率0.45を0.3に引き下げ、新第1段階とします。

イ. 特例第3段階の引下げ

現行の第3段階（世帯全員が市民税非課税者、本人の年金収入と合計所得金額が80万円以上）のうち、本人の年金収入と合計所得金額が120万円以下の特例第3段階の保険料の乗率0.6を0.5に引き下げ、新第2段階とします。

ウ. 介護保険料の減免

鎌ヶ谷市介護保険条例第17条に基づき災害などの特別の事情で保険料が納められない方や生活に困窮している方に対し鎌ヶ谷市介護保険料減免事務取扱要領に基づき減免します。

②介護保険利用負担の軽減

経済的理由で介護保険サービスが制限されないよう、低所得者に対し利用者負担の軽減などの適正な対策を講じます。

ア. 施設等における居住費・食費の自己負担に対する補足給付

イ. 生計が困難である者が社会福祉法人等の提供する介護保険サービスを利用した場合の負担軽減

5 相談・苦情体制の整備

介護保険制度の有効な利用と適切なサービス提供、利用者の権利擁護のためには、相談及び苦情解決のための総合的な窓口があることが求められます。

①相談体制の充実

市や基幹型在宅介護支援センターは、サービス利用者的一番身近な相談窓口としての対応をはじめ、認知症相談員や介護認定調査員などが訪問の際に相談や苦情に対し、適切かつ迅速な対応を図っています。

また、地域包括支援センターにおいても、保健・医療・福祉に関する地域における総合的な相談窓口として適切に対応していき、相談体制の強化を図ります。

更に、利用者と介護サービス提供事業所との橋渡しを行う介護相談員による「介護相談員派遣事業」も引き続き実施し、活動を通して利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質的な向上の充実を図っていきます。

②苦情解決体制の充実

基幹型中央在宅介護支援センターや地域包括支援センターにおいては、介護保険サービスに関わる相談や苦情を受ける身近な窓口として苦情の速やかな解決のための居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

介護サービス利用者からの苦情に対し、迅速かつ円滑に対応できるよう、千葉県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、苦情解決体制の充実に努めます。

また、要介護認定または保険料に関する千葉県介護保険審査会への不服申立てについては、千葉県と連携して対応します。